

## 三 次



埼玉県発行

## 規則

埼玉県公立学校教員採用志願手続及び選考試験等に関する規則の一部を改正する規則

(市町村教育課)

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

(交通規制課)

地籍調査の成果の認証

(土地水政策課)

統計調査書類・用品の受入れ、保管、仕分、梱包及び配達業務

(青空再生課)

に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示

(統計課)

統計調査書類・用品の受入れ、保管、仕分、梱包及び配達業務

(道路環境課)

に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格の更新手続等に関する公示

( - - )

九

七

七

二

二

二

特定非営利活動法人の設立に関する公告 (NPO活動推進室)  
特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告

(NPO活動推進室)

特定非営利活動法人の設立に係る公告

(NPO活動推進室)

粒子状物質を減少させる装置の指定に関する告示の一部改正

(青空再生課)

埼玉県自家用水道条例の規定に定められた水質検査を行う施設の指定

(生活衛生課)

家畜伝染病予防法第五条に基づく検査の実施 (家畜衛生室)

ヨーネ病の発生 ( - - )

県道加須鴻巣線の区域の変更 (道路環境課)

県道加須鴻巣線の供用の開始 ( - - )

( - - )

九

一〇

一〇

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

一〇

体の設立	(選管委)	一五
政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動	( " )	一五
政治資金規正法に基づく政治団体の解散届出及び収支報告書の要領	( " )	一七
政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出事項の異動	( " )	一七

## 規則

## 埼玉県公立学校教員採用志願手続及び選考試験等に関する規則の一部を改正する規則

規則をここに公布する

平成十六年三月十九日

# 埼玉県教育委員会規則第六号

## する規則

玉県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

勤務校

所在地

第一号様式中

勤務校	職名 〔本採〕		
所在地	給料 〔臨採〕		
担任学年・教科	級	号給	
勤務先	職名	号給	円
所在地	給料	号給	円
職務内容			

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成16年3月19日

埼玉県公安委員会規則第1号

埼玉県公安委員会委員長 星 博巳

IJの戦記せ、△×の口ひの戻しや10°

## 埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月19日

埼玉県公安委員会委員長 星 博巳

埼玉県公安委員会規則第1号

埼玉県道規制法施行細則の一部を改正する規則

列王紀上第十八章第十一節

第2多の年に次の1多奪取を

自動車の積載物の高さの制限

## 第七条の二 令第222条第3号ハの分

を通行する自動車とし、同号ハの公安委員会が定める高さは、4.1メートルとする。  
附則の次に次の別表を加える。

1000

七

勤務校	
職名	
担任学年・教科	
勤務先	
所在地	
職務内容	

別表(第7条の2関係)

路線名	区間
東北縦貫自動車道	羽生市南、東京都境から 羽生市大字上村君、群馬県境まで
関越自動車道	新座市大字片山、東京都境から 児玉郡上里町大字五明、群馬県境まで
常磐自動車道	川口市西新井宿から 吉川市大字三輪野江、千葉県境まで
圏央道	入間市大字木蓮寺、東京都境から 鶴ヶ島市大字太田ヶ谷まで
高速葛飾川口線	川口市東領家、東京都境から 川口市西新井宿、東京都境まで
高速足立三郷線	八潮市浮塚、東京都境から 三郷市番匠免まで
高速板橋戸田線	和光市大字下新倉、東京都境から 戸田市笹目まで
高速さいたま戸田線	さいたま市中央区円阿佐から 戸田市美女木1丁目まで
一般国道4号	草加市谷塚町字西沼田、東京都境から 北葛飾郡栗橋町大字栗橋、茨城県境まで
一般国道4号(BP)	越谷市大字下間久里字前田から 幸手市大字二本木字原ヶ谷戸、東京都境から 北葛飾郡庄和町大字西金野井字宮橋、千葉県境まで
一般国道16号	入間市大字上宇和田字流作、茨城県境まで
一般国道16号(旧道)	さいたま市西区西遊馬から さいたま市西区西遊馬まで
一般国道17号	戸田市川岸1丁目、東京都境から 児玉郡上里町大字勅使河原字御陣場、群馬県境まで
一般国道17号(BP)	戸田市早瀬下笹目、東京都境から さいたま市西区宮前町まで
一般国道17号(BP)	鴻巣市大字箕田字九右工門から 大里郡岡部町大字岡まで
一般国道17号(BP)	熊谷市大字西別府字横下から 深谷市大字高島字本郷、群馬県境まで
一般国道17号(BP)	熊谷市大字玉井字玉井下から 熊谷市久保島字北浦まで
一般国道298号	戸田市美女木から 草加市新善町まで
一般国道298号	八潮市八条から 三郷市番匠免まで
一般国道122号	羽生市大字須影字上川田1259番1から 南埼玉郡菖蒲町大字菖蒲字宮本554番1まで
一般国道122号	蓮田市裏山4丁目418番7から 岩槻市加倉1丁目1465番7まで
一般国道122号	岩槻市加倉1丁目1465番7から 岩槻市大字笠久保新田字霞戸810番2まで
一般国道122号	川口市北原台1丁目28番8から 川口市舟戸町、東京都境まで
一般国道122号	岩槻市本町4丁目2487番1から 岩槻市加倉4丁目1349番1まで
一般国道125号	北葛飾郡栗橋町東6丁目3139番1から 行田市藤原町1丁目9番1まで
一般国道125号	羽生市大字砂山字新田1039番1から 熊谷市大字上之字比留田3613番1まで
一般国道125号	行田市持田1丁目4455番1から 熊谷市大字佐谷田字西河内170番まで
一般国道140号	熊谷市石原字植木392番2から 大里郡川本町大字長在家字上323番1まで
一般国道140号	大里郡川本町大字小前田字本田476番1から 大里郡花園町大字小前田字本田476番1まで
一般国道140号	大里郡花園町大字小前田字本田476番1から 秩父郡荒川村大字日野字森ノ上246番まで
一般国道254号	和光市白子2丁目、東京都境から 川越市新宿町2丁目19番5まで
一般国道254号	川越市大字大仙波字弁天前328番1から 東松山市大字上野本字新田1176番3まで
一般国道254号	東松山市大字上野本字新田1176番3から 東松山市大字上野本字同性塚1433番53まで
一般国道254号	大里郡寄居町大字桜沢字三反田943番1から 児玉郡美里町大字猪股字大道南103番1まで
一般国道254号	児玉郡児玉町大字児玉字大天白1703番4から 児玉郡神川町大字元阿保丑ヶ谷戸834番5まで
一般国道254号	新座市中野1丁目2611番1から 入間郡三芳町竹間沢東3番8まで
一般国道299号	狭山市銀岸2丁目419番2から 入間市河原町1287番1まで
一般国道354号	北埼玉郡北川辺町大字柳生、群馬県境から 北埼玉郡北川辺町大字向古河、茨城県境まで

## 幹 線

39	一般国道354号	北埼玉郡北川辺町大字柏戸字新田494番3から 北埼玉郡北川辺町大字向吉河、茨城県境まで
40	一般国道407号	大里郡妻沼町大字妻沼、群馬県境から 熊谷市石原大字石原字正天464番12まで
41	一般国道407号	熊谷市鎌倉町1番から 熊谷市大字村岡字上出口501番まで
42	一般国道407号	東松山市大字揚井字向谷中68番1から 熊谷市大字柏崎字小原3番1まで
43	一般国道407号	東松山市大字上野字新田1176番1から 東松山市大字柏崎字小原3番1まで
44	一般国道462号	兎玉郡兎玉町大字吉田林字西380番1から 本庄市若泉2丁目198番3まで
45	一般国道462号	本庄市若泉3丁目243番2から 本庄市大字山王堂、群馬県境まで
46	一般国道463号	新座市中野1丁目2254番1から 入間市豊岡3丁目824番5まで
47	主要地方道さいたま栗橋線	岩槻市本町3丁目2485番5から 岩槻市本町5丁目2548番2まで
48	主要地方道さいたま栗橋線	上尾市大字原市字十九番耕地3912番1から 北葛飾郡栗橋町大字高柳字田中1741番1まで
49	主要地方道川越所沢線	川越市新宿町3丁目1番31から 所沢市宮本町2丁目875番1まで
50	主要地方道佐野古河線	北埼玉郡北川辺町大字小野袋、群馬県境から 北埼玉郡北川辺町大字柏戸字南660番4まで
51	主要地方道川越栗橋線	桶川市泉2丁目332番4から 桶川市大字坂田字目沢1618番5まで
52	主要地方道川越栗橋線	南埼玉郡菖蒲町大字菖蒲字宮本561番3から 南埼玉郡菖蒲町大字菖蒲字陣屋4009番1まで
53	主要地方道越谷野田線	越谷市大沢4丁目3711番1から 北葛飾郡松伏町大字金杉字天神453番1まで
54	主要地方道三郷松伏線	三郷市三郷3丁目13番9から 吉川市大字加藤字中道216番まで
55	主要地方道上里鬼石線	兎玉郡神川町大字元阿保字新田道917番1から 兎玉郡神川町大字元阿保字觀音院南648番7まで
56	主要地方道境杉戸線	幸手市大字惣新田字三田4147番1から 北葛飾郡杉戸町内田2丁目1949番1まで
57	主要地方道草加流山線	草加市松江町2丁目1172番から 三郷市三郷3丁目16番6まで
58	主要地方道本庄寄居線	本庄市東台5丁目953番2から 兎玉郡美里町大字猪俣字山根532番1まで

59	主要地方道鴻巣羽生線	羽生市大字砂山字上宿751番1から 羽生市小松台1丁目582番1まで
60	主要地方道さいたま草加線	川口市東本郷2丁目24番7から 草加市花栗3丁目395番1まで
61	主要地方道さいたま草加線	草加市花栗4丁目668番1から 草加市下宗岡4丁目1172番まで
62	主要地方道さいたま東村山線	志木市大字宗岡字原6827番から 志木市下宗岡4丁目2513番1まで
63	主要地方道足立越谷線	草加市谷塚町、東京都境から 越谷市大沢1丁目3859番2まで
64	主要地方道川越上尾線	川越市大字鴨田字深町1851番1から 川越市豊岡3丁目2154番3まで
65	主要地方道川越上尾線	上尾市大字平方字横町434番1から 上尾市愛宕2丁目1650番1まで
66	主要地方道松戸草加線	三郷市高洲3丁目、東京都境から 三郷市高洲2丁目399番2まで
67	主要地方道松戸草加線	八潮市戸ヶ崎2丁目769番1から 八潮市大字西袋字川西312番4まで
68	主要地方道松戸草加線	草加市瀬崎町字原497番2まで
69	主要地方道さいたま上福岡所沢線	入間郡大井町亀久保2丁目15番1から 入間郡三芳町大字上富字吉拓302番2まで
70	主要地方道台東鳩ヶ谷線	川口市本蓮2丁目8番8から 鳩ヶ谷市三ツ和13番1まで
71	主要地方道岩槻幸手線	岩槻市本町5丁目2542番1から 岩槻市上野2丁目1番8まで
72	主要地方道行田東松山線	行田市向町368番2から 行田市大字下忍字京田486番1まで
73	主要地方道練馬川口線	和光市白子1丁目、東京都境から 和光市大字下新倉、東京都境まで
74	主要地方道熊谷兎玉線	兎玉郡美里町大字関字田中9番1から 兎玉郡兎玉町大字兎玉字大天白1702番まで
75	主要地方道朝霞蕨線	朝霞市膝折町2丁目1102番1から 志木市下宗岡4丁目2513番1まで
76	主要地方道朝霞蕨線	戸田市美女木1丁目11番6から 戸田市美女木字向田1141番1まで
77	主要地方道長瀬玉淀自然公園線	秩父市大字大野原字峰沢90番1から 秩父市大字大野原字宿東966番1
78	主要地方道熊谷館林線	熊谷市大字肥冢字道河原上1405番1から 熊谷市大字上中条字西之門886番3まで

## 新規

79 主要地方道羽生栗橋線	羽生市小松台1丁目582番1から 羽生市大字北萩島字中浦392番1まで
80 一般県道川口草加線	川口市弥平2丁目20番11から 川口市弥平3丁目、東京都境まで
81 一般県道川越越生線	鶴ヶ島市大字三ツ木元関間新田分子三角原179番9から 入間郡毛呂山町大字川角字上西ヶ谷697番7まで
82 一般県道越谷八潮線	草加市八幡町字宮沼164番3から 八潮市中央4丁目21番20まで
83 一般県道加須幸手線	加須市大字南篠崎字川端2546番1から 加須市大字南篠崎字川端2554番1まで
84 一般県道蓮田白岡久喜線	蓮田市大字黒浜字椿山2839番1から 蓮田市大字黒浜字桜ヶ丘3456番1まで
85 一般県道鴻巣桶川さいたま線	上尾市愛宕3丁目1784番3から 上尾市栄町32番3まで
86 一般県道所沢青梅線	所沢市大字本郷字西上1091番9から 所沢市大字下安松字上横道南951番1まで
87 一般県道新倉蕨線	戸田市本町3丁目1876番から 戸田市上戸田5丁目19番2まで
88 一般県道足立川口線	川口市江戸袋2丁目、東京都境から 川口市東本郷1丁目8番10まで
89 一般県道赤藤吾行田線	熊谷市大字上中条字上水越1997番3から 熊谷市大字上中条字西之門886番3まで
90 一般県道金明町鳩ヶ谷線	草加市新善町字西四郎治392番1から 川口市大字安行原字半纏143番1まで
91 一般県道三芳富士見線	入間郡三芳町大字上富字吉拓302番2から 入間郡三芳町大字藤久保字前443番から
92 一般県道加藤平沼線	吉川市大字加藤字前443番11まで 吉川市栄町847番まで
93 一般県道武藏丘陵森林公園広瀬線	熊谷市大字万吉字下原1848番2から 熊谷市大字広瀬字上早川493番1まで
94 一般県道下早見菖蒲線	久喜市大字下早見字内谷1838番1から 南埼玉郡菖蒲町大字菖蒲字寺田4953番8まで
95 川越市道0023号線	川越市鴨田2720から 川越市鴨田2154番地2まで
96 川越市道0029号線	川越市芳野台2丁目8番地50まで 川越市鴨田2897番地から
97 川越市道0032号線	川越市古谷上5321番地1から 川越市鴨田1850番地1まで
98 川越市道0057号線	川越市南大塚1481番地1から 川越市今福2916番地1まで

99 川越市道0061号線	川越市南台1丁目3番地5から 川越市南台1丁目9番地1まで
100 川越市道0061号線	川越市南台1丁目3番5から 川越市南台1丁目2番5まで
101 川越市道0061号線	川越市南台1丁目1番2から 川越市南台1丁目3番5まで
102 川越市道0062号線	川越市南台1丁目3番1から 川越市南台1丁目6番1まで
103 川越市道3082号線	川越市芳野台2丁目8番7から 川越市芳野台2丁目8番1まで
104 川越市道6113号線	川越市南台1丁目5番6から 川越市南台1丁目6番7まで
105 川越市道6115号線	川越市南台1丁目10番4から 川越市南台1丁目6番3まで
106 川越市道6199号線	川越市南大塚1508番から 川越市南大塚1480番6まで
107 川越市道幹線18号線	川口市弥平2丁目20番11から 川口市朝日6丁目116番2まで
108 川越市道幹線20号線	川口市末広1丁目803番2から 川口市朝日6丁目116番2まで
109 川越市道60号線	川口市大字安行鎌家字原下1992番1から 川口市大字安行鎌家字原下1906番1まで
110 行田市道7. 1-2号線	行田市富士見1丁目21番1から 行田市藤原町1丁目9番1まで
111 行田市道7-1-1号線	行田市緑町829番1から 行田市長野2丁目4919番2まで
112 行田市道7-1-2号線	行田市大字長野字神明4905番3から 行田市長野4丁目29番26まで
113 行田市道7. 1-5号線	行田市富士見1丁目21番1から 行田市長野4丁目13番10まで
114 行田市道7. 2-3号線	行田市富士見1丁目20番1から 行田市富士見町1丁目17番8まで
115 所沢市道2-869号線	所沢市東所沢5丁目1番10から 所沢市大字日比田字屋敷前721番4まで
116 加須市道工業団地通り線	加須市久下5丁目19番1から 加須市花崎4丁目16番14まで
117 加須市道高畠花崎中央通り線	加須市大字久下高畠1669番1から 加須市花崎1丁目26番4まで
118 加須市道加須駅南東西通り線	加須市大字礼羽95番1から 加須市南町1487番3まで

119 加須市道志多見ミニ工業団地通り線	加須市大字志多見字上川[面]102番1から 加須市大字志多見字上川[面]104番2まで
120 東松山市道第28号線	東松山市大字新郷635番7から 東松山市大字新郷635番3まで
121 東松山市道第29号線	東松山市大字新郷633番から 東松山市大字新郷635番10まで
122 東松山市道第4124号線	東松山市大字新郷638番2から 東松山市大字新郷638番7まで
123 東松山市道4169号線	東松山市大字新郷1943番3から 東松山市大字新郷1944番13まで
124 岩槻市道106号線	岩槻市古ヶ場2丁目1番1から 岩槻市上野2丁目1番8まで
125 春日部市道1-21号線	春日部市南栄町1番3から 春日部市南栄町6番1まで
126 春日部市道5-9号線	春日部市南栄町6番1から 春日部市南栄町7番1まで
127 春日部市道5-6号線	春日部市南栄町7番1から 春日部市南栄町7番12まで
128 狹山市道C第8号線	狹山市青柳974番2から 狹山市青柳164番7まで
129 狹山市道C第27号線	狹山市中新田480番1から 狹山市青柳1485番1まで
130 狹山市道幹第31号線	狹山市新狹山1丁目1番1から 狹山市新狹山1丁目5番14まで
131 狹山市道幹第32号線	狹山市新狹山1丁目12番9から 狹山市新狹山1丁目10番1まで
132 狹山市道幹第34号線	狹山市新狹山1丁目4番から 狹山市新狹山1丁目12番9まで
133 狹山市道幹第35号線	狹山市新狹山1丁目1番1から 狹山市新狹山1丁目4番まで
134 狹山市道C第48号線	狹山市新狹山1丁目5番15から 狹山市新狹山1丁目1番13まで
135 草加市道1029号線	草加市花栗2丁目540番5から 草加市花栗2丁目446番1まで
136 草加市道1045号線	草加市花栗2丁目540番5から 草加市西町1449番4まで
137 草加市道1040号線	草加市瀬崎町1306番14から 草加市瀬崎町336番まで
138 草加市道1039号線	草加市瀬崎町字門木649番4から 草加市瀬崎町1337番7まで

139 越谷市道80079号線	越谷市南越谷2丁目2905番2から 越谷市南越谷2丁目2873番2まで
140 越谷市道80082号線	越谷市南越谷2丁目2875番1から 越谷市大字西方2618番まで
141 越谷市道80087号線	越谷市流通団地2丁目2番3から 越谷市流通団地3丁目2番1まで
142 越谷市道80089号線	越谷市流通団地2丁目2番2から 越谷市流通団地2丁目2番3まで
143 戸田市道4015号線	戸田市美女木7丁目25番1から 戸田市美女木1丁目11番6まで
144 戸田市道3088号線	戸田市南町1863番1から 戸田市南町2367番1まで
145 戸田市道3012号線	戸田市本町3丁目10番10から 戸田市筈目南町163番まで
146 戸田市道7026号線	戸田市新曾字芦原1993番4から 戸田市新曾字芦原1827番2まで
147 戸田市道2035号線	戸田市上戸田5丁目1番17から 戸田市上戸田1丁目3番17まで
148 戸田市道5040号線	戸田市美女木東2丁目5番1から 戸田市美女木東2丁目2番9まで
149 戸田市道7046号線	戸田市新曾字芦原2550番2から 戸田市上戸田字小玉36番1まで
150 戸田市道7052号線	戸田市新曾字稻荷1197番から 戸田市上戸田字小玉36番1まで
151 戸田市道3022号線	戸田市喜沢2丁目39番7から 戸田市本町3丁目10番10まで
152 入間市道幹5号線	入間市扇台6丁目431番1から 入間市豊岡4丁目880番1まで
153 入間市道幹40号線	入間市宮寺4253番から 入間市宮寺4254番まで
154 入間市道幹41号線	入間市宮寺2792番2から 入間市宮寺4253番まで
155 入間市道D73号線	入間市宮寺4254番から 入間市宮寺4253番まで
156 三郷市道0227号線	三郷市寄巻1023番から 三郷市戸ヶ崎字関戸2100番まで
157 莲田市道26号線	蓮田市黒浜字椿山2837番1から 蓮田市黒浜字椿山2811番5まで
158 莲田市道幹30号線	蓮田市黒浜字新切山3535番1275から 蓮田市黒浜字桜ヶ丘3470番1まで

## 埼玉県報

159 蓼田市道幹線46号線	蓼田市椿山216番563から 蓼田市大字黒浜字椿山2798番193まで
160 坂戸市道2113号線	坂戸市千代田5丁目3番2から 坂戸市千代田5丁目5番1まで
161 坂戸市道2117号線	坂戸市千代田5丁目3番3から 坂戸市千代田5丁目4番18まで
162 坂戸市道3240号線	坂戸市柳町82番2から 坂戸市千代田5丁目3番2まで
163 鶴ヶ島市道546号線	鶴ヶ島市富士見6丁目1番から 鶴ヶ島市富士見6丁目2番11まで
164 三芳町道幹線4号線	入間郡三芳町大字北永井358番1から 入間郡三芳町北永井70番7まで
165 三芳町道竹間沢東8号線	入間郡三芳町竹間沢東8番3から 入間郡三芳町竹間沢東9番5まで
166 美里町道2級14号線	児玉郡美里町大字甘柏495番1から 児玉郡美里町大字甘柏1611番まで
167 岡部町道3-141号線	大里郡岡部町大字岡部778番1から 大里郡岡部町大字岡部1170番まで
168 白岡町道115号線	南埼玉郡白岡町大字篠津779番6から 南埼玉郡白岡町大字篠津933番3まで
169 白岡町道116号線	南埼玉郡白岡町大字荒井新田958番まで 南埼玉郡白岡町大字下大崎77番1から 南埼玉郡白岡町大字下大崎1123番まで
170 白岡町道2186号線	南埼玉郡白岡町大字下大崎77番1から 南埼玉郡白岡町大字下大崎1123番まで
171 菖蒲町道1-544号線	南埼玉郡菖蒲町昭和沼2番から 南埼玉郡菖蒲町昭和沼4番まで

## 附 則

- この規則は、平成16年3月22日から施行する。
- この規則の施行日前にこの規則による改正後の埼玉県道路交通法施行細則(以下「新規則」という。)別表に掲げる道路を通行した自動車についての新規則第7条の2の適用については、同条中「4.1メートル」とあるのは、従前のとおり「3.8メートル」とする。

埼玉県扣長第四回七十七号  
地方自治法施行令(昭和11年政令第16号)第67条の5第1項及び第67条の11の規定による規制(以下「規制」といふ)は、平成16年3月22日以後が施行する統計調査書類・田畠の取入れ、除草、土分、稲作及び配送業務の収穫の取扱い係の一般競争入札又は地区競争入札(以下「競争入札」といふ)に参加するに必要な資格等につて次のとおりとする。

平成十六年三四月十六日

埼玉県知事 上田清司

調査を行つた都道府県の名称	調査を行つた監査の名称	成績の名称	調査を行つた地区	認証年月日
飯能市	平成十四年 平成十五年	地籍図 地籍簿	一十九枚 一冊	平成十六年 三四月十一日
児玉郡	平成十四年 平成十五年	地籍図 地籍簿	八十枚 一冊	平成十六年 三四月十一日
北葛飾郡 庄和町	平成十四年 平成十五年	地籍図 地籍簿	十四枚 一冊	平成十六年 三四月十一日

~~~~~

地方自治法施行令(昭和11年政令第16号)第67条の5第1項及び第67条の11の規定による規制(以下「規制」といふ)は、平成16年3月22日以後が施行する統計調査書類・田畠の取入れ、除草、土分、稲作及び配送業務の収穫の取扱い係の一般競争入札又は地区競争入札(以下「競争入札」といふ)に参加するに必要な資格等につて次のとおりとする。

平成十六年三四月十六日

埼玉県知事 上田清司

## 一 業務の内容

- 統計調査書類・田畠の取入れ、除草、土分、稲作及び配送業務
- 競争入札に参戻するに必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四(同令第百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。)の規定に該当する者は、競争入札に参加することができない。

### 三 競争入札に参加する者に必要な資格

イ 競争入札に参加する者に必要な資格(以下「資格」といふ。)は、履行能力に基づき定める。

ロ 個々の履行能力の審査(以下「資格審査」といふ。)は、次に掲げる事項について行ひ。

#### 年間売上額

#### 従業員数

#### 経営状況

#### 流動比率

#### 総資本純利益率

### 四 資格審査の申請方法

イ 資格審査を受けようとする者は、別紙様式の申請書(以下「申請書」といふ。)に、次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

#### 競争入札参加資格審査項目票

#### 営業経歴書(営業所一覧表を含む。)

#### 商業登記簿謄本(個人にあっては、身分証明書)

#### 印鑑証明書

(5) (4) (3) (2) (1) 決算報告書(個人にあっては、所得税確定申告書等で、申請する日の属する月の初口(以下「審査基準日」といふ。)の直前一年間の事業年度に係るものの)

#### 納税証明書

(一) 事業税の納税証明書(審査基準日の直前一年間において埼玉県に納付した事業税に係るもの。ただし、埼玉県に納税義務が生じていなければならぬしない。)

(二) 消費税及び地方消費税の納税証明書(審査基準日前一箇月以内に発行されたものに限る。)

(7) 委任状(入札、契約、代金の請求、受領等を代理人に委任する場合のみ必要とする。)

### 口 申請書の配布及び提出場所

郵便番号330-0930 埼玉県さいたま市浦和区高砂三十五一 埼玉県庁本府舎一階 総務部統計課総務・普及啓発担当 電話〇四八八三〇二三〇五

### 五 申請書等の作成に用いる言語等

イ 申請書及び競争入札参加資格審査項目票は、日本語で作成しなければならない。なお、その他の書類で外国語で記載してあるものは、日本語の訳文を付記し、又は添付しなければならない。

ロ 申請書及び競争入札参加資格審査項目票の金額表示は、日本国通貨でしなければならない。なお、その他の書類で外国貨幣で表示してあるものは、日本国通貨に換算したものを作記し、又は添付しなければならない。

また、日本国通貨への換算に当たつては、出納官吏事務規程(昭和二十二年大蔵省令第九十五号)第十六条に規定する外国貨幣換算率の例によるものとする。

### 六 資格審査の申請時期

申請者は、隨時に、申請書を知事に提出することができる。

### 七 資料等の請求

知事は、資格審査に關し、必要があると認めるときは、資料の提出若しくは提示又は説明を求めることができる。

### 八 申請者への通知

知事は、申請者が、三イに定める資格を有すると認めるときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

### 九 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を認定した日から平成十七年三月三十一日までとする。

### 十 変更等の届出

申請書の提出後に、次に掲げる事項に変更があつた場合又は営業を休止し、若しくは廃止した場合は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

#### イ 商号又は名称

#### ロ 代表者又は代理人

ハ 所在地(代理人の所在地を含む。)

二 印鑑(実印、使用印又は代理人印)

ホ 電話番号及びファクシミリ番号



称

特定非営利活動法人 たすけあい太

称

特定非営利活動法人春日部ゆい  
三 代表者の氏名  
四 主たる事務所の所在地  
　　埼玉県春日部市大字小渕五百五十一  
　　番地

五 定款に記載された目的  
　　Jの法人は、障害児・者の置かれて  
　　いる現状と、その環境の改善を図るた  
　　め、障害児・者の支援事業を行い、地  
　　域福祉の発展に寄与することを目的と  
　　する。

埼玉県告示第四百八十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律  
第七号）第十条第一項の規定により特定  
非営利活動法人を設立しようとする者か  
ら、次のとおり申請書が提出されたので、  
同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿  
設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及  
び翌事業年度の事業計画書及び收支予算  
書を申請のあつた日から一月間、総務部  
NPO活動推進室において縦覧に供する。

平成十六年三月十九日

一 申請のあつた年月日  
　　平成十六年三月十一日

埼玉県知事 上田 清司

二 申請に係る特定非営利活動法人の名

特定非営利活動法人 たすけあい太陽

三 代表者の氏名  
松田 和子

四 主たる事務所の所在地  
埼玉県さいたま市浦和区元町三丁目  
十四番十四号二〇二一

五 定款に記載された目的  
この法人は、手助けを必要とする人々に対し、困った時はお互いさまのたすけあいの精神に基づき、地域の住民が安心して暮らすことができる地域社会の構築に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第四百八十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので同条第一項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び收支予算書を申請のあつた日から一月間、総務部NPO活動推進室において縦覧に供する

平成十六年三月十九日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあつた年月日  
平成十六年三月十一日

|              |                                                                                                                                                                                |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 三 代表者の氏名     | 朽木 宏                                                                                                                                                                           |
| 四 主たる事務所の所在地 | 埼玉県行田市忍一丁目四番六号                                                                                                                                                                 |
| 五 定款に記載された目的 | <p>この法人は、行田市内に点在してい<br/>る足袋蔵等歴史的建造物を有効活用を<br/>せ、市民に対し、『ミユニティ形成の<br/>場として開放し、起業家の発掘や幅広<br/>い人材とのネットワークづくりを行<br/>い、さらに風格ある街並み景観の創出を図<br/>り、もって社会全体の利益の増進に寄<br/>与すること』を目的とする。</p> |
| 埼玉県告示第四百八十四号 | 特定非営利活動促進法（平成十年法律<br>第七号）第十条第一項の規定により特定<br>非営利活動法人を設立しようとする者お<br>り、次のとおり申請書が提出されたの<br>同条第二項の規定により公告する。<br>なお、当該申請に係る定款、役員名簿                                                    |
| 埼玉県告示第四百八十五号 | 埼玉県生活環境保全条例（平成十三年<br>の規定に基づき、粒子状物質を減少さ<br>告示第十九百六号（粒子状物質を減少さ                                                                                                                   |

平成十六年三月十九日  
埼玉県知事 上田 清司  
一 申請のあつた年月日  
平成十六年三月十二日  
二 申請に係る特定非営利活動法人の名

埼玉県告示第四百八十五号  
埼玉県生活環境保全条例（平成十二年埼玉県条例第五十七号）第三十一条第一項  
の規定に基づき、粒子状物質を減少させる装置を指定したので、平成十五年埼玉県  
告示第十九百六号（粒子状物質を減少させる装置の指定）の一部を次のように改正  
する。

平成十六年三月十九日

表廿

|                |       |        |            |                                                        |
|----------------|-------|--------|------------|--------------------------------------------------------|
| フタバ 粒子 状物質減少装置 | D P F | 初度 登録後 | フタバ産業 株式会社 | 排気量が20,000cc程度までの原動機を搭載する自動車のうち、平成6年規制又は平成10年規制に適合するもの |
| (NA 04)        |       |        |            |                                                        |
| (NA 10)        |       |        |            |                                                        |
| (NA 20)        |       |        |            |                                                        |
| (NA 24)        |       |        |            |                                                        |

|                |       |        |            |                                                           |
|----------------|-------|--------|------------|-----------------------------------------------------------|
| フタバ 粒子 状物質減少装置 | D P F | 初度 登録後 | フタバ産業 株式会社 | 排気量が2,400cc程度までの原動機を搭載する自動車のうち、平成5.0ppm以下の軽油を常時使用する場合に限る。 |
| (NA 04)        |       |        |            |                                                           |
| (NA 10)        |       |        |            |                                                           |
| (NA 15)        |       |        |            |                                                           |
| (NA 20)        |       |        |            |                                                           |
| (NA 24)        |       |        |            |                                                           |

埼玉県知事 上田清司

イ 牛のブルセル病、結核病及びマニネ病、馬の馬伝染性貧血、おりまの腐蝕病並びに豚のオーハスキー病の発生の予防

ロ オーハスキー病、アカバネ病、チコウカン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生の予察

ハ 牛の伝達性海綿状脳症の発生の予防

牛海綿状脳症対策特別措置法(平成十四年法律第七十号)第六条第一項の規定による届出の対象となる牛の死体や、その所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めたもの

その所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めたもの

ハ 一のハに係る検査

一 実施する区域

二 実施の対象となる家畜又は牛の死体の種類及び範囲

イ 一のイに係る検査

イ (1) ブルセル病、結核病及びマニネ病

実施区域内で飼育している次に

掲げる牛で、その所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めたもの

イ (1) 採乳の牛と供する又は供する

目的で飼育している雌牛

イ (2) 種付けの牛と供する又は供する

目的で飼育している雄牛

イ (3) ①又は②の牛と同一施設内で

飼育している牛

(3) 馬伝染性貧血

実施区域内で飼育している馬

イ (4) 腐蝕病

実施区域内で飼育している牛

五 検査の方法

埼玉県条例第一号

埼玉県自家用水道条例(昭和三十一一年六月二日法律第百四百六十九号(埼玉県自家用水道条例の規定に基づく水質検査を行なう施設の指定)せ、平成十六年三月三十一日限づ、廃止する。

七号) 第百十一条第三項の規定による検査施設

牛海綿状脳症対策特別措置法(平成十四年法律第七十号)第六条第一項の規定による届出の対象となる牛の死体や、その所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めたもの

該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所の長の定める日

ハ 一のハに係る検査

平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間におこなわれる

該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所の長の定める日

平成十六年六月十四日から同年十一月三十日までの間におこなわれる

該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所の長の定める日

平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間におこなわれる

該死体の所在地を管轄する家畜保健衛生所の長の定める日

五 検査の方法

埼玉県条例第一号

一 地方衛生研究所

二 保健所

三 水道法(昭和三十一年法律第五十七

一 実施の区域

五 検査の方法

## イ ブルセラ病

凝集反応検査

補体結合反応検査

その他の検査

## 口 結核病

ツベルクリン検査

その他の検査

## ハ ヨーネ病

エライザ法による検査

## ハ ヨーネ病

ツベルクリン検査

その他の検査

## 埼玉県告示第四百八十九号

道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の

区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成十六年三月十九日から三十日間埼玉県農土整備部道路環境課及び埼玉県行田農土整備事務所において一般の縦覧に供する。

| 新                                             | 旧             | 旧新別           | 区                 | 間          | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延長                                   | 備            | 考     |
|-----------------------------------------------|---------------|---------------|-------------------|------------|-----------------|--------------------------------------|--------------|-------|
| 北埼玉郡騎西町大字根古屋三〇一一番一地先から同郡同町大字<br>根古屋六三六番一一地先まで | 九・一五<br>一四・二三 | 八・六四<br>一一・八〇 | 一 一 一 一 一 一 一 一 一 | 平成十六年三月十九日 | 埼玉県知事 上田清司      | 一 道路の種類 県道<br>二 路線名 加須鴻巣線<br>三 道路の区域 | 埼玉県告示第四百八十八号 | 六 その他 |

| 牛<br>ヨーネ病 | 伝染病及び<br>家畜の種類 |                 | 発生場所又は区域 | 発生年月日         | 処置  |
|-----------|----------------|-----------------|----------|---------------|-----|
|           | 頭数及び<br>び群数    | 患畜及び<br>疑似患畜の区分 |          |               |     |
|           | 一頭患畜           |                 | 児玉郡児玉町   | 平成十六年<br>三月十日 | 法令殺 |

埼玉県告示第四百八十八号  
家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第二百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生について報告があつたので、同条第四項の規定により公示する。

平成十六年三月十九日

埼玉県知事 上田清司

はその死体の所在地を管轄する家畜実施の細部について、当該家畜又は健衛所の長の指示による。

埼玉県告示第四百九十九号

道路法(昭和二十七年法律第二百八十九号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十六年三月十九日から三十日間埼玉県土整備部道路環境

課及び埼玉県行田土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年三月十九日

埼玉県知事 上田清司

| 路線名   | 供用開始の区間                                  | 供用開始の期日    | 備考               |
|-------|------------------------------------------|------------|------------------|
| 加須鴻巣線 | 北埼玉郡騎西町大字根古屋三〇一番一地先から同郡同町大字根古屋六三六番一一地先まで | 平成十六年三月十九日 | 延長<br>一三三・五〇メートル |

## 埼玉県告示第四百九十一号

通行する車両の総重量の最高限度が、車両の通行の許可の手続等を定める省令(昭和三十六年建設省令第二十八号)第一条の規定により定める値である道路として、次のとおり指定する。

平成十六年三月十九日

## 一 指定する道路の種類、路線名及び区間

埼玉県知事 上田清司

## 二 指定する期日

平成十六年四月一日

|        |                                           |
|--------|-------------------------------------------|
| 阿佐間幸手線 | 北葛飾郡栗橋町大字佐間字西二二七番一地先から幸手市大字千塚字太子二四二番三地先まで |
| 並塚幸手線  | 北葛飾郡杉戸町大字並塚一六八番一地先から幸手市上高野一丁目四七〇番一地先まで    |

| 種類    | 路線名                                      | 区間                                      |
|-------|------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 一般国道  | 百二十一号                                    | 蓮田市大字閩戸字松原二八六六番一地先から同市大字閩戸字野久保四一〇番四地先まで |
| 一般国道  | 二百九十九号                                   | 狭山市根岸一丁目四一八番一地先から入間市河原町一八七番一地先まで        |
| 県道    | さいたま草加線                                  | 川口市大字道合字古井堀五八七番一地先から鳩ヶ谷市坂下町三丁目五一番三〇地先まで |
| 県道    | 台東鳩ヶ谷線                                   | 川口市本蓮二丁目九番一地先から鳩ヶ谷市三ツ和一丁目一三番一地先まで       |
| 加須幸手線 | 幸手市大字松石字東二五五番二地先から幸手市大字内国府間字新田裏七三四番四地先まで |                                         |

## 埼玉県告示第四百九十二号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第三号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、及び同令第十条第一項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが三・ハメートルを超える四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成十六年三月十九日

## 一 指定する道路の種類、路線名及び区間

埼玉県知事 上田清司

| 種類        | 路線名       | 区間                                           |
|-----------|-----------|----------------------------------------------|
| 一般国道      | 百二十一号     | 羽生市大字須影字上川田一二五九番一地先から南埼玉郡菖蒲町大字菖蒲字宮本五五四番一地先まで |
|           | 百二十五号     | 蓮田市関山四丁目四一八番七地先から岩槻市加倉一丁目一四六五番七地先まで          |
|           | 百三十五号     | 岩槻市加倉一丁目一四六五番七地先から同市大字笠久保新田字霞戸八一〇番一地先まで      |
|           | 百三十九号     | 川口市北原台一丁目一八番八地先から同市舟戸町、東京都境界まで               |
|           | 百四十九号     | 岩槻市本町四丁目一四八七番一地先から同市加倉四丁目一三四九番一地先まで          |
|           | 三百五十四号    | 北葛飾郡栗橋町東六丁目三一三九番一地先から行田市藤原町一丁目九番一地先まで        |
|           | 三百五十九号    | 羽生市大字砂山字新田一〇三九番一地先から熊谷市大字上之字比留田三六一三番一地先まで    |
|           | 四百七号      | 行田市持田一丁目四四五五番一地先から熊谷市大字佐谷田字西河内一七〇番地先まで       |
| 三百五十四号    | 三百五十九号    | 北埼玉郡北川辺町大字柳生、群馬県境から同町大字向古河、茨城県境まで            |
| 三百五十九号    | 二八七番一地先まで | 狭山市根岸二丁目四一九番一地先から入間市河原町一                     |
| 二八七番一地先まで | 二八七番一地先まで | 新座市中野一丁目一六一一番一地先から入間郡三芳町竹間沢東三番八地先まで          |
| 二八七番一地先まで | 二八七番一地先まで | 北埼玉郡北川辺町大字柏戸字新田四九四番三地先から同町大字向古河、茨城県境まで       |
| 二八七番一地先まで | 二八七番一地先まで | 大里郡都沼町大字妻沼、群馬県境から熊谷市大字石原字正天四六四番一二地先まで        |
| 二八七番一地先まで | 二八七番一地先まで | 熊谷市鎌倉町一番地先から同市大字村岡字上出口五〇一番一地先まで              |
| 二八七番一地先まで | 二八七番一地先まで | 熊谷市大字楊井字向谷中六八番一地先から東松山市大字柏崎字小原三番一地先まで        |
| 二八七番一地先まで | 二八七番一地先まで | 東松山市大字上野本字新田一一七六番一地先から狹山市根岸二丁目四一九番二地先まで      |
| 二八七番一地先まで | 二八七番一地先まで | 児玉郡児玉町大字吉田林字西三八〇番一地先から本庄市若泉二丁目一九八番三地先まで      |
| 二八七番一地先まで | 二八七番一地先まで | 本庄市若泉二丁目一九八番三地先から同市大字山王堂、群馬県境まで              |
| 二八七番一地先まで | 二八七番一地先まで | 新座市中野一丁目一一五四番一地先から入間市豊岡二丁目八一四番五地先まで          |
| 二八七番一地先まで | 二八七番一地先まで | 川越市大字大仙波字弁天前三一八番一地先から東松山市大字上野本字新田一一七六番三地先まで  |
| 二八七番一地先まで | 二八七番一地先まで | 和光市白子二丁目、東京都境から川越市新宿町二丁目一九番五地先まで             |

|        |        |                                                  |
|--------|--------|--------------------------------------------------|
| 四百六十三号 | 四百六十一号 | 東松山市大字上野本字新田一一七六番三地先から同市大字下唐子字同性塚一四三三番五三地先まで     |
|        |        | 大里郡寄居町大字桜沢三反田九四三番一地先から児玉郡美里町大字猪俣字大道南一〇三番一地先まで    |
|        |        | 児玉郡児玉町大字児玉字大天白一七〇三番四地先から同郡神川町大字元阿保字丑ヶ谷戸八三四番五地先まで |
|        |        | 新座市中野一丁目一六一一番一地先から入間郡三芳町竹間沢東三番八地先まで              |
|        |        | 大里郡花園町大字小前田字本田四七六番一地先から秩父郡荒川村大字日野字森ノ上二四六番地先まで    |
|        |        | 大里郡花園町大字小前田字本田四七六番一地先から秩父郡荒川村大字日野字森ノ上二四六番地先まで    |
|        |        | 和光市白子二丁目、東京都境から川越市新宿町二丁目一九番五地先まで                 |
|        |        | 川越市大字大仙波字弁天前三一八番一地先から東松山市大字上野本字新田一一七六番三地先まで      |

県  
道

|                                     |                                                 |                                          |                                     |                                             |                                            |                                                 |                                           |                                                 |
|-------------------------------------|-------------------------------------------------|------------------------------------------|-------------------------------------|---------------------------------------------|--------------------------------------------|-------------------------------------------------|-------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| さいたま春日<br>部線                        | さいたま栗橋<br>線                                     | 川越所沢線                                    | 川越栗橋線                               | 佐野古河線                                       | 川越栗橋線                                      | 足立越谷線                                           | さいたま東村<br>山線                              | さいたま草加<br>線                                     |
| 岩槻市本町三丁目二四八五番五地先から同市本町五丁目二五四八番二地先まで | 上尾市大字原市字十九番耕地三九一一番一地先から北葛飾郡栗橋町大字高柳字田中一七四一番一地先まで | 川越市新宿町三丁目一番三地先から所沢市宮本町二丁目八七五番一地先まで       | 桶川市泉二丁目二五二番四地先から同市大字坂田字目沢一六一八番五地先まで | 桶川市菖蒲町大字菖蒲字宮本五六一番三地先から同町大字菖蒲字陣屋四〇〇九番一地先まで   | 越谷市大字菖蒲町大字菖蒲字宮本五六一番三地先から同町大字金杉字天神四五三番一地先まで | 桶川市大字原市字十九番耕地三九一一番一地先から北葛飾郡栗橋町大字高柳字田中一七四一番一地先まで | 草加市谷塚町、東京都境界から越谷市大沢一丁目二八五九番二地先まで          | 草加市花栗四丁目六六八番一地先から同市松江町二丁目一一七二番地先まで              |
| さいたま草加                              | 鴻巣羽生線                                           | 本庄寄居線                                    | 草加流山線                               | 境杉戸線                                        | 上里鬼石線                                      | 三郷松伏線                                           | 越谷野田線                                     | 川越栗橋線                                           |
| 川口市東本郷二丁目二四番七地先から草加市花栗三丁目三九五番一地先まで  | 羽生市大字砂山字上宿七五一番一地先から同市小松台                        | 本庄市東台五丁目九五三番一二地先から児玉郡美里町大字猪俣字山根五三二番一地先まで | 草加市松江町二丁目一九四九番一地先まで                 | 幸手市大字惣新田字三田四一四七番一地先から北葛飾郡杉戸町内田二丁目一九四九番一地先まで | 児玉郡神川町大字元阿保字觀音院南六四八番七地先まで                  | 三郷市三郷三丁目一三番九地先から吉川市大字加藤字中道二一六番地先まで              | 三郷市菖蒲町大字菖蒲字宮本五六一番三地先から同町大字菖蒲字陣屋四〇〇九番一地先まで | 上尾市大字原市字十九番耕地三九一一番一地先から北葛飾郡栗橋町大字高柳字田中一七四一番一地先まで |
| さいたま草加                              | 鴻巣羽生線                                           | 本庄寄居線                                    | 草加流山線                               | 境杉戸線                                        | 上里鬼石線                                      | 三郷松伏線                                           | 越谷野田線                                     | 川越栗橋線                                           |
| 川口市東本郷二丁目二四番七地先から草加市花栗三丁目三九五番一地先まで  | 羽生市大字砂山字上宿七五一番一地先から同市小松台                        | 本庄市東台五丁目九五三番一二地先から児玉郡美里町大字猪俣字山根五三二番一地先まで | 草加市松江町二丁目一九四九番一地先まで                 | 幸手市大字惣新田字三田四一四七番一地先から北葛飾郡杉戸町内田二丁目一九四九番一地先まで | 児玉郡神川町大字元阿保字觀音院南六四八番七地先まで                  | 三郷市三郷三丁目一三番九地先から吉川市大字加藤字中道二一六番地先まで              | 三郷市菖蒲町大字菖蒲字宮本五六一番三地先から同町大字菖蒲字陣屋四〇〇九番一地先まで | 上尾市大字原市字十九番耕地三九一一番一地先から北葛飾郡栗橋町大字高柳字田中一七四一番一地先まで |

|                                           |                                      |                                          |                                      |                                             |                                           |                                           |                                           |                                                 |
|-------------------------------------------|--------------------------------------|------------------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------------------|-------------------------------------------|-------------------------------------------|-------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 草加市花栗四丁目六六八番一地先から同市松江町二丁目一一七二番地先まで        | 志木市大字宗岡字原六八一七番地先から同市下宗岡四丁目二五二三番一地先まで | 川越市谷塚町、東京都境界から越谷市大沢一丁目二八五九番二地先まで         | 草加市大字宗岡字原六八一七番地先から同市下宗岡四丁目二五二三番一地先まで | 志木市大字宗岡字原六八一七番地先から同市下宗岡四丁目二五二三番一地先まで        | 川越市大字鴨田字深町一八五一一番一地先から同市大字鴨田字谷中町二一五四番三地先まで | 川越市大字鴨田字深町一八五一一番一地先から同市大字鴨田字谷中町二一五四番三地先まで | 志木市大字宗岡字原六八一七番地先から同市下宗岡四丁目二五二三番一地先まで      | 草加市花栗四丁目六六八番一地先から同市松江町二丁目一一七二番地先まで              |
| 熊谷児玉線                                     | 練馬川口線                                | 行田東松山線                                   | 岩槻幸手線                                | 台東鳩ヶ谷線                                      | さいたま上福<br>岡所沢線                            | 八潮市大字西袋字川西三二番四地先から草加市瀬崎町字原四九七番二地先まで       | 三郷市戸ヶ崎二丁目七六九番一地先から同市高州二丁目三九九番二地先まで        | 入間郡大井町龜久保二丁目一五番一地先から同郡三芳町大字上富字吉拓三〇二番二地先まで       |
| 児玉郡美里町大字関字田中九番一地先から同郡児玉町大字児玉字大天日一七〇二番地先まで | 和光市白子一丁目、東京都境界から同市大字下忍字京田四八六番一地先まで   | 行田市向町三六八番二地先から同市大字下忍字京田四八六番一地先まで         | 岩槻市本町五丁目二五四二番一地先から同市上野二丁目一三番一地先まで    | 川口市本蓮二丁目八番八地先から鳩ヶ谷市三ツ和一丁目一三番一地先まで           | 和光市白子一丁目、東京都境界から同市大字下忍字京田四八六番一地先まで        | 行田市向町三六八番二地先から同市大字下忍字京田四八六番一地先まで          | 岩槻市本町五丁目二五四二番一地先から同市上野二丁目一三番一地先まで         | 入間郡大井町龜久保二丁目一五番一地先から同郡三芳町大字上富字吉拓三〇二番二地先まで       |
| 児玉郡美里町大字関字田中九番一地先から同郡児玉町大字児玉字大天日一七〇二番地先まで | 和光市白子一丁目、東京都境界から同市大字下忍字京田四八六番一地先まで   | 行田市向町三六八番二地先から同市大字下忍字京田四八六番一地先まで         | 岩槻市本町五丁目二五四二番一地先から同市上野二丁目一三番一地先まで    | 川口市本蓮二丁目八番八地先から鳩ヶ谷市三ツ和一丁目一三番一地先まで           | 和光市白子一丁目、東京都境界から同市大字下忍字京田四八六番一地先まで        | 行田市向町三六八番二地先から同市大字下忍字京田四八六番一地先まで          | 岩槻市本町五丁目二五四二番一地先から同市上野二丁目一三番一地先まで         | 入間郡大井町龜久保二丁目一五番一地先から同郡三芳町大字上富字吉拓三〇二番二地先まで       |
| さいたま草加                                    | 鴻巣羽生線                                | 本庄寄居線                                    | 草加流山線                                | 境杉戸線                                        | 上里鬼石線                                     | 三郷松伏線                                     | 越谷野田線                                     | 川越栗橋線                                           |
| 川口市東本郷二丁目二四番七地先から草加市花栗三丁目三九五番一地先まで        | 羽生市大字砂山字上宿七五一番一地先から同市小松台             | 本庄市東台五丁目九五三番一二地先から児玉郡美里町大字猪俣字山根五三二番一地先まで | 草加市松江町二丁目一九四九番一地先まで                  | 幸手市大字惣新田字三田四一四七番一地先から北葛飾郡杉戸町内田二丁目一九四九番一地先まで | 児玉郡神川町大字元阿保字觀音院南六四八番七地先まで                 | 三郷市三郷三丁目一三番九地先から吉川市大字加藤字中道二一六番地先まで        | 三郷市菖蒲町大字菖蒲字宮本五六一番三地先から同町大字菖蒲字陣屋四〇〇九番一地先まで | 上尾市大字原市字十九番耕地三九一一番一地先から北葛飾郡栗橋町大字高柳字田中一七四一番一地先まで |

|         |                                               |                                        |                                           |                                            |                                               |                                 |             |        |       |           |
|---------|-----------------------------------------------|----------------------------------------|-------------------------------------------|--------------------------------------------|-----------------------------------------------|---------------------------------|-------------|--------|-------|-----------|
| 朝霞蕨線    | 朝霞市膝折町二丁目一〇二番一地先から志木市下宗岡四丁目五三番一地先まで           | 戸田市美女木一丁目一一番六地先から同市大字美女木野原字宿東九六六番一地先まで | 秩父市大字大野原字峰沢九〇番一地先から同市大字大字上中条字西之門八八六番三地先まで | 熊谷市大字肥塚字道河原上一四〇五番一地先から同市大字上中条字西之門八八六番三地先まで | 羽生市小松台一丁目五八一一番一地先から同市大字北荻島字中浦三九一一番一地先まで       | 川口市弥平一丁目一〇番一地先から同市弥平二丁目、東京都境界まで | 川口草加線       | 羽生栗橋線  | 熊谷館林線 | 長瀬玉淀自然公園線 |
| 金明町鳩ヶ谷線 | 草加市新善町字四郎治三九一一番一地先から川口市大字三芳町大字上富字吉拓三〇一一番一地先まで | 吉川市大字加藤字前四四三番地先から同市栄町八四七番地先まで          | 吉川市大字加藤字西九五九番一地先まで                        | 久喜市大字万吉字下原一八四八番一地先から同市大字広瀬字上早川四九三番一地先まで    | 久喜市大字下早見字内谷一八三八番一地先から南埼玉郡菖蒲町大字菖蒲字寺田四九五三番八地先まで | 入間郡三芳町大字上富字吉拓三〇一一番一地先まで         | 武藏丘陵森林公園広瀬線 | 下早見菖蒲線 | 加藤平沼線 | 朝霞蕨線      |
| 弥藤吾行田線  | 草加市新善町字四郎治三九一一番一地先から川口市大字三芳町大字上富字吉拓三〇一一番一地先まで | 吉川市大字加藤字前四四三番地先から同市栄町八四七番地先まで          | 吉川市大字加藤字西九五九番一地先まで                        | 久喜市大字万吉字下原一八四八番一地先から同市大字広瀬字上早川四九三番一地先まで    | 久喜市大字下早見字内谷一八三八番一地先から南埼玉郡菖蒲町大字菖蒲字寺田四九五三番八地先まで | 入間郡三芳町大字上富字吉拓三〇一一番一地先まで         | 武藏丘陵森林公園広瀬線 | 下早見菖蒲線 | 加藤平沼線 | 朝霞蕨線      |
| 足立川口線   | 所沢青梅線                                         | 新倉蕨線                                   | 鴻巣桶川さいたま線                                 | 蓮田白岡久喜                                     | 越谷八潮線                                         | 加須幸手線                           | 越谷八潮線       | 川越越生線  | 川口草加線 | 長瀬玉淀自然公園線 |

|                                            |                                               |                               |                                         |                                               |                         |             |        |       |      |
|--------------------------------------------|-----------------------------------------------|-------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------------|-------------------------|-------------|--------|-------|------|
| 熊谷市大字上中条字上水越一九九七番三地先から同市大字上中条字西之門八八六番三地先まで | 草加市新善町字四郎治三九一一番一地先から川口市大字三芳町大字上富字吉拓三〇一一番一地先まで | 吉川市大字加藤字前四四三番地先から同市栄町八四七番地先まで | 久喜市大字万吉字下原一八四八番一地先から同市大字広瀬字上早川四九三番一地先まで | 久喜市大字下早見字内谷一八三八番一地先から南埼玉郡菖蒲町大字菖蒲字寺田四九五三番八地先まで | 入間郡三芳町大字上富字吉拓三〇一一番一地先まで | 武藏丘陵森林公園広瀬線 | 下早見菖蒲線 | 加藤平沼線 | 朝霞蕨線 |
|--------------------------------------------|-----------------------------------------------|-------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------------|-------------------------|-------------|--------|-------|------|

## 二 指定する期日

平成十六年三月二十一日

## 三 通行方法

一の道路を通行する高さが三・ハメートルを超える四・メートル以下の車両は、

次の通行方法によらなければならない。

### イ 走行位置の指定

上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

### ロ 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法〇・二三メートル以上、縦寸法〇・一二メートル以上(又は横寸法〇・一二メートル以上、縦寸法〇・二三メートル以上)の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

## 八 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化があるので、あらかじめ道

路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行する」と

告示第十三回七十一号、昭和五十七年埼玉県告示第千五百一十一号、昭和五十九年埼玉県告示第六百五十八号、昭和六十一年埼玉県告示第四百七十七号、昭和六十一年埼玉県告示第千八百一十一号、平成二年埼玉県告示第四百十三号、平成五年埼玉県告示第三百一号、平成九年埼玉県告示第六百一十四号の事業地に、大字高坂字栗町を加える。

昭和四十六年埼玉県告示第一百七十三号、昭和四十七年埼玉県告示第十四百六十号、昭和五十一年埼玉県告示第三百八十三号、昭和五十三年埼玉県告示第千百三十七号、昭和五十五年埼玉県告示第四百五十六号、昭和五十五年埼玉県告示第千三百七十一号、昭和五十七年埼玉県告示第千五百一十一号、昭和五十九年埼玉県告示第六百五十八号、昭和六十一年埼玉県告示第四百七十七号、昭和六十一年埼玉県告示第千八百一十一号、平成二年埼玉県告示第四百十三号、平成五年埼玉県告示第三百一号、平成九年埼玉県告示第六百一十四号の事業地のうち、大字高坂字下谷田及び字上谷田、並びに大字正代字折本地内において事業地を変更し、大字高坂字錢塚、字柳町、字

城敷、字竹町、字長瀬、字反町及び字栗町、並びに大字早俣字定敷を加える。

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成八年埼玉県告示第千五百四十五号で告示した鴻巣都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成十六年三月十九日  
埼玉県知事 上田清司  
施行者の名称  
川里町  
二  
都市計画事業の種類及び名称

## 二 都市計画事業の種類及び名称 　　鴻巣都市計画下水道事業川里公共下水道事業施行期間

四 変更に係る事業地  
平成八年十月十八日から平成十八年三月三十日まで

イ  
汚水

（1）  
収用の部分  
変更なし

口  
雨水

|     |       |
|-----|-------|
| (2) | 変更なし  |
| (1) | 収用の部分 |

|                                                                                                                                                                                                          |                             |                             |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 昭和五十年十一月十一日から平成二十年三月三十一日まで<br>変更に係る事業地                                                                                                                                                                   | イ 汚水                        | (1) 収用の部分<br>変更なし<br>使用的の部分 |
| 昭和五十年埼玉県告示第千六百七十五号、昭和五十六年埼玉県告示第五百一十七号、昭和六十年埼玉県告示第四百十三号、昭和六十一年埼玉県告示第千四十四号、昭和六十三年埼玉県告示第千一百三十一号、平成三年埼玉県告示第六百一一号、平成六年埼玉県告示第七百一十号、平成七年埼玉県告示第千四百八号、平成八年埼玉県告示第九百一十一号、平成十三年埼玉県告示第三百五号の事業地に、上福岡市大字駒林字南原、字新田前を加える。 | (2) 収用の部分<br>変更なし<br>使用的の部分 | 口<br>雨水                     |
| 昭和五十年埼玉県告示第千六百七十五号、昭和五十六年埼玉県告示第五百一十七号、昭和六十年埼玉県告示第四百十三号、昭和六十一年埼玉県告示第千四十四号、昭和六十三年埼玉県告示第千一百三十一号、平成三年埼玉県告示第千                                                                                                 | (1) 収用の部分<br>変更なし<br>使用的の部分 |                             |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 六百二号、平成六年埼玉県告示第<br>七百二十号、平成七年埼玉県告示<br>第十四百八号、平成八年埼玉県告<br>示第九百一十一号、平成十三年埼<br>玉県告示第三百五号の事業地に、<br>上福岡市大字駒林字南原、字新田<br>前、字北谷、字伏尾、字北伊佐島、<br>字竹之下、字宮元、字鷺森、字壱<br>丁田、字堤下、字向、大字福岡新<br>田字北谷、字東川通、大字福岡字<br>電、字川通、大字中福岡字丸橋、<br>字百目木、字富田、字上六反田、<br>大字川崎字江川を加え、中丸二丁<br>目、元福岡三丁目地内において事<br>業地を変更する。 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|                                                                                                                                                               |                                            |                                             |                                             |                                           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|---------------------------------------------|---------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 埼玉県告示第四百九十九号<br>都市計画法(昭和四十三年法律第百<br>号)第六十三条第一項の規定により、昭<br>和五十一年埼玉県告示第三百五十八号で<br>告示した富士見都市計画下水道事業の事<br>業計画の変更を認可したので、次とお<br>り告示する。<br>平成十六年三月十九日<br>埼玉県知事 上田清司 | 一 施行者の名称<br>大井町                            | 二 都市計画事業の種類及び名称<br>都市計画事業の種類及び名称            | 三 事業施行期間<br>昭和五十一年三月三十一日まで                  | 四 变更に係る事業地<br>イ 汎水                        |
|                                                                                                                                                               | 一 施行者の名称<br>大井町                            | 二 都市計画事業の種類及び名称<br>都市計画事業の種類及び名称            | 三 事業施行期間<br>昭和五十二年三月三十一日から平成一<br>年三月三十一日まで  | 二 都市計画事業の種類及び名称<br>水道                     |
|                                                                                                                                                               | 二 都市計画事業の種類及び名称<br>都市計画事業の種類及び名称           | 二 都市計画事業の種類及び名称<br>水道                       | 三 事業施行期間<br>昭和五十二年三月三十一日から平成一<br>年三月三十一日まで  | 一 施行者の名称<br>志木市                           |
|                                                                                                                                                               | 三 事業施行期間<br>昭和五十二年三月三十一日から平成一<br>年三月三十一日まで | 三 事業施行期間<br>昭和五十二年三月三十一日から平<br>成二十年三月三十一日まで | 二 都市計画事業の種類及び名称<br>水道                       | 二 都市計画事業の種類及び名称<br>志木都市計画下水道事業志木公共下<br>水道 |
|                                                                                                                                                               | 四 变更に係る事業地<br>イ 汎水                         | 四 变更に係る事業地<br>イ 汎水                          | 三 事業施行期間<br>昭和五十二年三月三十一日から平<br>成二十年三月三十一日まで | 一 施行者の名称<br>埼玉県知事 上田清司                    |

|                                                                                                                                                                               |                                             |                                             |                                             |                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|---------------------------------------------|---------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 埼玉県告示第五百号<br>都市計画法(昭和四十三年法律第百<br>号)第六十三条第一項の規定により、昭<br>和四十八年埼玉県告示第十四百三<br>号、平成三年埼玉県告示第四百三<br>号、平成八年埼玉県告示第千四百<br>八号、平成十三年埼玉県告示第三<br>百七号の事業地のうち、志木市柏<br>町六丁目地内において事業地を変<br>更する。 | 一 施行者の名称<br>大井町                             | 二 都市計画事業の種類及び名称<br>富士見都市計画下水道事業大井公共<br>下水道  | 三 事業施行期間<br>昭和五十二年三月三十一日から平<br>成二十年三月三十一日まで | 四 变更に係る事業地<br>イ 汎水                        |
|                                                                                                                                                                               | 一 施行者の名称<br>大井町                             | 二 都市計画事業の種類及び名称<br>都市計画事業の種類及び名称            | 三 事業施行期間<br>昭和五十二年三月三十一日から平<br>成二十年三月三十一日まで | 二 都市計画事業の種類及び名称<br>志木都市計画下水道事業志木公共下<br>水道 |
|                                                                                                                                                                               | 二 都市計画事業の種類及び名称<br>都市計画事業の種類及び名称            | 二 都市計画事業の種類及び名称<br>水道                       | 三 事業施行期間<br>昭和五十二年三月三十一日から平<br>成二十年三月三十一日まで | 一 施行者の名称<br>埼玉県知事 上田清司                    |
|                                                                                                                                                                               | 三 事業施行期間<br>昭和五十二年三月三十一日から平<br>成二十年三月三十一日まで | 三 事業施行期間<br>昭和五十二年三月三十一日から平<br>成二十年三月三十一日まで | 二 都市計画事業の種類及び名称<br>志木都市計画下水道事業志木公共下<br>水道   | 二 都市計画事業の種類及び名称<br>志木市                    |
|                                                                                                                                                                               | 四 变更に係る事業地<br>イ 汎水                          | 四 变更に係る事業地<br>イ 汎水                          | 三 事業施行期間<br>昭和五十二年三月三十一日から平<br>成二十年三月三十一日まで | 一 施行者の名称<br>埼玉県知事 上田清司                    |

変更なし

埼玉県告示第五百一号

埼玉県知事 上田清司

平成十六年三月十九日

埼玉県北本県土整備事務所長

吉川市高富一丁目10番地四

酒井 隆

堀口信孝

平成十六年一月一十一日

許可番号

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-

-











自由民主党埼玉県南第八区第一支部

主たる事務所の所在地

(有)谷口自動車整備工場内  
さいたま市桜区西堀三一三一さいたま市浦和区高砂一一一四  
文教館ビル二F  
平成十五年十一月一十六日自由民主党杉戸支部  
自由民主党玉川支部主たる事務所の所在地  
主たる事務所の所在地北葛飾郡杉戸町清地一六三  
比企郡玉川村内田一一六北葛飾郡杉戸町内田一一六  
平成十五年十一月一十六日

自由民主党毛呂山支部

会計責任者  
主たる事務所の所在地鳥越準司  
比企郡玉川村玉川一五三三鳥越準司  
平成十五年十一月一十八日民主党埼玉県参議院選挙区第3総支部  
民主党埼玉県第12区支部会計責任者  
主たる事務所の所在地藤森貞夫  
入間郡毛呂山町毛呂本郷四三藤森貞夫  
平成十五年十一月二日

民主党埼玉県第14区総支部

会計責任者  
主たる事務所の所在地高橋健志  
熊谷市宮前町一五三三高橋健志  
平成十五年十一月十五日

民主党埼玉県第10区総支部

主たる事務所の所在地

東ビル一〇一号  
坂戸市薬師町一一一〇五東ビル一〇一号  
平成十五年十一月十日政治団体の名称  
あきや昭治後援会連合会  
新しい朝霞をつくる会  
岡田かづみ後援会  
快心  
かすかべ市民参加の「まち」づくりの会異動事項  
代表者  
主たる事務所の所在地  
名前  
会計責任者  
会計責任者  
主たる事務所の所在地新  
高橋吉造  
朝霞市本町一一一  
岡田かづみ後援会  
安斎正弘  
渋田宏  
春日部市大枝八九  
武里団地一九一〇四高橋吉造  
朝霞市本町一一一  
岡田かづみを育てる会  
安斎正弘  
渋田宏  
春日部市大枝八九  
武里団地一九一〇四神山さいち後援会  
基本政策研究会  
埼葛土地改良政治連盟  
埼玉県日本共産党後援会代表者  
主たる事務所の所在地  
名前  
会計責任者  
会計責任者  
主たる事務所の所在地大塚茂  
坂戸市薬師町一一一〇五  
幸手市戸島一一五五  
さいたま市浦和区仲町三二一四  
高砂第三ビル一F大塚茂  
坂戸市薬師町一一一〇五  
幸手市戸島一一五五  
さいたま市浦和区仲町三二一四  
高砂第三ビル一F埼玉西部政経研究会  
佐久間実団地育政会会計責任者  
主たる事務所の所在地藤森貞夫  
入間郡毛呂山町毛呂本郷四三藤森貞夫  
入間郡毛呂山町毛呂本郷四三埼玉西支部  
埼玉県日本共産党後援会会計責任者  
主たる事務所の所在地小形正  
入間郡毛呂山町毛呂本郷三八小形正  
入間郡毛呂山町毛呂本郷三八会計責任者  
会計責任者会計責任者  
主たる事務所の所在地山村軍司  
小形正山村軍司  
小形正会計責任者  
会計責任者会計責任者  
主たる事務所の所在地佐久間実団地育政会  
会計責任者佐久間実団地育政会  
会計責任者

## (二) その他の政治団体

会計責任者  
主たる事務所の所在地会計責任者  
主たる事務所の所在地片野広隆  
入間郡毛呂山町毛呂本郷三八片野広隆  
平成十五年十一月四日会計責任者  
主たる事務所の所在地会計責任者  
主たる事務所の所在地幸田恵幸  
入間郡毛呂山町毛呂本郷三八幸田恵幸  
同会計責任者  
主たる事務所の所在地会計責任者  
主たる事務所の所在地同  
同同  
同会計責任者  
会計責任者会計責任者  
主たる事務所の所在地同  
同同  
同



別記一  
（平成15年12月1日）12月31日受理分。  
記載順序は五十音順）

政治団体の名称 自由党埼玉県第5総支部  
報告年月日 平成15年12月11日  
(平成14年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入 総額

ア 前年 繰越額  
イ 本年 収入額

(2) 支出 総額  
(平成15年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入 総額

ア 前年 繰越額  
イ 本年 収入額

(2) 支出 総額

政治団体の名称 自由党埼玉県第15総支部  
報告年月日 平成15年12月8日  
(平成15年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入 総額

ア 前年 繰越額  
イ 本年 収入額

(2) 支出 総額

政治団体の名称 自由党埼玉県第二総支部  
報告年月日 平成15年12月19日  
(平成15年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入 総額

ア 前年 繰越額  
イ 本年 収入額

(2) 支出 総額  
(平成15年分)

政治団体の名称 あやたつ子後援会  
報告年月日 平成15年12月25日  
(平成15年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入 総額

ア 前年 繰越額  
イ 本年 収入額

(2) 支出 総額

政治団体の名称 岩鼻きよし後援会  
報告年月日 平成15年12月19日  
(平成15年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入 総額

ア 前年 繰越額  
イ 本年 収入額

(2) 支出 総額

政治団体の名称 後口おさむ後援会  
報告年月日 平成15年12月19日  
(平成15年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入 総額

ア 前年 繰越額  
イ 本年 収入額

(2) 支出 総額  
(平成15年分)

政治団体の名称 オープン埼玉島津あきら後援会越生支部  
報告年月日 平成15年12月18日  
(平成15年分)

(2) 支出 総額  
0円

政治団体の名称 自由党埼玉県第5総支部  
報告年月日 平成15年12月11日  
(平成14年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入 総額

ア 前年 繰越額  
イ 本年 収入額

(2) 支出 総額

政治団体の名称 オープン埼玉島津あきら後援会越生支部  
報告年月日 平成15年12月18日  
(平成15年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入 総額

ア 前年 繰越額  
イ 本年 収入額

(2) 支出 総額

政治団体の名称 あやたつ子後援会  
報告年月日 平成15年12月25日  
(平成15年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入 総額

ア 前年 繰越額  
イ 本年 収入額

(2) 支出 総額

政治団体の名称 岩鼻きよし後援会  
報告年月日 平成15年12月19日  
(平成15年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入 総額

ア 前年 繰越額  
イ 本年 収入額

(2) 支出 総額

政治団体の名称 後口おさむ後援会  
報告年月日 平成15年12月19日  
(平成15年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入 総額

ア 前年 繰越額  
イ 本年 収入額

(2) 支出 総額

政治団体の名称 オープン埼玉島津あきら後援会越生支部  
報告年月日 平成15年12月18日  
(平成15年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入 総額

ア 前年 繰越額  
イ 本年 収入額

(2) 支出 総額  
(平成15年分)

政治団体の名称 オープン埼玉島津あきら後援会越生支部  
報告年月日 平成15年12月18日  
(平成15年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入 総額

ア 前年 繰越額  
イ 本年 収入額

(2) 支出 総額

|               |                     |                   |             |
|---------------|---------------------|-------------------|-------------|
| 1 収入・支出の総額    | 0円                  | 資金管理団体の届出をした者の氏名  | 上平眞郷        |
| (1) 収入総額      | 0円                  | 資金管理団体の届出に係る公職の種類 | 嵐山町議会議員     |
| ア 前年繰越額       | 0円                  | 報告年月日             | 平成15年12月26日 |
| イ 本年収入額       | 0円                  | (平成15年分)          |             |
| (2) 支出総額      | 0円                  | 1 収入・支出の総額        | 83,000円     |
| 政治団体の名前       | オーブン埼玉島津あきら後援会毛呂山支部 | ア 前年繰越額           | 0円          |
| 報告年月日         | 平成15年12月18日         | イ 本年収入額           | 83,000円     |
| (平成15年分)      |                     | (2) 支出総額          | 83,000円     |
| 1 収入・支出の総額    | 131,500円            | 1 収入・支出の総額        | 83,000円     |
| (1) 収入総額      | 0円                  | ア 前年繰越額           | 0円          |
| ア 前年繰越額       | 131,500円            | イ 本年収入額           | 83,000円     |
| イ 本年収入額       | 131,500円            | (2) 支出総額          | 83,000円     |
| (2) 支出総額      | 131,500円            | 1 収入・支出の内訳        |             |
| 2 収入・支出の内訳    |                     | ア 寄附              |             |
| (1) 収入の内訳     |                     | ア 寄附              |             |
| ア 寄附          |                     | ア 寄附              |             |
| (ア) 政治団体からの寄附 | 100,000円            | ア 個人からの寄附         |             |
| イ その他の収入      | 31,500円             | イ その他の寄附          |             |
| 10万円未満の収入     | 131,500円            | 合計                | 33,000円     |
| 合計            |                     | [寄附の内訳]           |             |
| [寄附の内訳]       |                     | ア 個人からの寄附         |             |
| ア 政治団体からの寄附   | 100,000円            | ア 個人からの寄附         |             |
| (寄附者の名称)      |                     | イ 政治団体からの寄附       |             |
| 自由民主党毛呂山支部    |                     | イ 政治団体からの寄附       |             |
| (2) 支出の内訳     |                     | (2) 支出の内訳         |             |
| ア 政治活動費       |                     | ア 経常経費            |             |
| (ア) 組織活動費     | 74,840円             | (ア) 事務所費          | 30,000円     |
| (イ) 寄附・交付金    | 56,660円             | イ 政治活動費           | 50,000円     |
| 合計            | 131,500円            | (ア) 選挙関係費         | 3,000円      |
|               |                     | (イ) その他の経費        | 83,000円     |
| 合計            |                     | 合計                | 83,000円     |
| 政治団体の名前       | 久喜市との合併を優先させる市民の会   | 政治団体の名前           | 上平まさと後援会    |
| 報告年月日         | 平成15年12月22日         | 報告年月日             | 平成15年12月22日 |
| (平成15年分)      |                     | (平成15年分)          |             |
| 1 収入・支出の総額    |                     | 1 収入・支出の総額        |             |

|                    |                   |             |                 |
|--------------------|-------------------|-------------|-----------------|
| 平成15年総額            | 413,370円          | 政治団体の名称     | さわやか埼玉          |
| 報告年月日              | 平成15年12月25日       | (平成15年分)    |                 |
| (1) 収入総額           | 413,370円          | 1 収入・支出の総額  | 19,342,923円     |
| (2) 支出総額           | 413,370円          | イ 本年収入額     | 0円              |
| 2 収入・支出の内訳         |                   | 1 収入総額      | 19,342,923円     |
| (1) 収入の内訳          |                   | イ 本年総額      | 19,342,923円     |
| ア 寄附               |                   | ア 前年総額      |                 |
| (ア) 個人からの寄附        |                   | イ 本年収入額     |                 |
| 合計                 | 413,370円          | 2 収入・支出の内訳  |                 |
| 〔寄附の内訳〕            |                   | (1) 収入の内訳   |                 |
| ア 個人からの寄附          |                   | ア 寄附        |                 |
| その他の寄附             |                   | (ア) 個人からの寄附 |                 |
| (2) 支出の内訳          |                   | 政治団体からの寄附   |                 |
| ア 政治活動費            |                   | 合計          | 19,342,923円     |
| (ア) 機関紙誌の発行その他の事業費 |                   | 〔寄附の内訳〕     |                 |
| ア 宣伝事業費            |                   | ア 個人からの寄附   |                 |
| 合計                 | 413,370円          | (寄附者の氏名)    |                 |
| 政治団体の名称            | 「彩の国づくり川島」土屋義彦後援会 | (金額)        | (住所)            |
| 報告年月日              | 平成15年12月19日       |             |                 |
| (平成15年分)           |                   |             |                 |
| 1 収入・支出の総額         |                   |             |                 |
| (1) 収入総額           |                   |             |                 |
| ア 前年総額             |                   |             |                 |
| イ 本年収入額            |                   |             |                 |
| (2) 支出総額           |                   |             |                 |
| 2 収入・支出の内訳         |                   |             |                 |
| (1) 支出の内訳          |                   |             |                 |
| ア 経常経費             |                   |             |                 |
| (ア) 人件費            |                   |             |                 |
| (イ) 備品・消耗品費        |                   |             |                 |
| 合計                 | 202,609円          | 倉持睦子        | 100,000円 久喜市    |
|                    | 202,609円          | 矢部善一郎       | 300,000円 東京都大田区 |
|                    | 202,609円          | 田鶴佐高        | 100,000円 和光市    |
|                    | 0円                | 岩後富石        | 100,000円 東京都品川区 |
|                    | 202,609円          | 東京都世田谷区     | 100,000円 東京都町田市 |
|                    | 202,609円          | 東京都中央区      | 100,000円 東京都中央区 |
|                    | 0円                | 久喜          | 100,000円 市      |
|                    | 100,000円          | 和光          | 100,000円 市      |
|                    | 100,000円          | 北本          | 100,000円 市      |
|                    | 100,000円          | 愛知県名古屋市     | 60,074円 市       |
|                    | 200,000円          | 東京都練馬区      | 200,000円 市      |
|                    | 200,000円          | 本庄          | 102,000円 市      |
|                    | 102,000円          | 東京都中央区      | 140,000円 市      |

# 埼玉県報

|        |             |
|--------|-------------|
| 森山渡大景  | 16,328,349円 |
| 生下辺辻山  | 212,500円    |
| 郁修明    | 100,000円    |
| 代子子進豊実 | 100,000円    |
| すみ江敦輔  | 100,000円    |
| 他の寄附   | 100,000円    |
| 川      | 100,000円    |
| 山本口    | 100,000円    |
| 北福山    | 100,000円    |
| 辻山     | 100,000円    |
| その他の寄附 | 70,000円     |

所沢市入間市越谷市  
富山県中新川郡立山町  
千葉県松戸市  
石川県金沢市  
富山県中新川郡立山町  
東京都武藏野市  
神奈川県横浜市

|                 |         |
|-----------------|---------|
| ア 個人の負担する党費又は会費 | 77,000円 |
| (154人)          |         |
| 合計              | 77,000円 |
| 合計              | 77,000円 |
| (2) 支出の内訳       |         |
| ア 経常経費          |         |
| (ア) 備品・消耗品費     | 45,040円 |
| イ 政治活動費         |         |
| (ア) 組織活動費       | 31,960円 |
| 合計              | 77,000円 |

政治団体の名称 島津昭川島後援会  
 報告年月日 平成15年12月19日  
 (平成15年分)

報告年月日 平成15年12月10日  
(平成15年分)

## 1 収入・支出の総額

(1) 収入 総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出 総額

ア 支出の内訳

(1) 支出の内訳

ア 政治活動費

(ア) 組織活動費

合計

政治団体の名称 税理士による福永信彦後援会

報告年月日 平成15年12月9日  
(平成15年分)

## 1 収入・支出の総額

(1) 収入 総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出 総額

ア 支出の内訳

(1) 支出の内訳

ア 政治活動費

(ア) 組織活動費

合計

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

(ア) 組織活動費

(イ) 寄附・交付金

(ア) その他の経費

合計

政治団体の名称 チェンジ埼玉県民の会  
資金管理団体の届出をした者の氏名 坂東 真理子資金管理団体の届出に係る公職の種類 埼玉県知事  
報告年月日 平成15年12月19日

## 1 収入・支出の総額

(1) 収入 総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出 総額

ア 支出の内訳

(1) 支出の内訳

ア 政治活動費

(ア) 組織活動費

合計

(ア) 個人からの寄附  
〔寄附の内訳〕

## ア 個人からの寄附

(寄附者の氏名)

(金額)

(住所)

301,673円 武川 恵子 100,000円 東京都杉並区

301,387円 押田 健 100,000円 富山県中新川郡立山町

286円 増尾 光彦 80,000円 東京都荒川区

301,673円 秋澤 耕子 503,025円 東京都大田区

小幡 直樹 417,384円 狹山市

その他他の寄附

(2) 支出の内訳

## ア 経常経費

(ア) 光熱水費

(イ) 備品・消耗品費

(ウ) 事務所費

279,090円 ア 政治活動費

(ア) 機関紙誌の発行その他の事業費

合計

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

(ア) 組織活動費

(イ) 寄附・交付金

(ア) その他の経費

合計

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

(ア) 組織活動費

(イ) 寄附・交付金

(ア) その他の経費

合計

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

(ア) 組織活動費

(イ) 寄附・交付金

(ア) その他の経費

合計

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

(ア) 組織活動費

(イ) 寄附・交付金

(ア) その他の経費

合計

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

(ア) 組織活動費

(イ) 寄附・交付金

(ア) その他の経費

合計

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

(ア) 組織活動費

(イ) 寄附・交付金

(ア) その他の経費

合計

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

(ア) 組織活動費

(イ) 寄附・交付金

(ア) その他の経費

合計

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

(ア) 組織活動費

(イ) 寄附・交付金

(ア) その他の経費

合計

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

(ア) 組織活動費

(イ) 寄附・交付金

(ア) その他の経費

合計

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

(ア) 組織活動費

(イ) 寄附・交付金

(ア) その他の経費

合計

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

(ア) 組織活動費

(イ) 寄附・交付金

(ア) その他の経費

合計

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

(ア) 組織活動費

(イ) 寄附・交付金

(ア) その他の経費

合計

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

(ア) 組織活動費

(イ) 寄附・交付金

(ア) その他の経費

合計

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

(ア) 組織活動費

(イ) 寄附・交付金

(ア) その他の経費

合計

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

(ア) 組織活動費

(イ) 寄附・交付金

(ア) その他の経費

合計

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

(ア) 組織活動費

(イ) 寄附・交付金

(ア) その他の経費

合計

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

(ア) 組織活動費

(イ) 寄附・交付金

(ア) その他の経費

合計

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

(ア) 組織活動費

(イ) 寄附・交付金

(ア) その他の経費

合計

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

(ア) 組織活動費

(イ) 寄附・交付金

(ア) その他の経費

合計

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

(ア) 組織活動費

(イ) 寄附・交付金

(ア) その他の経費

合計

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

(ア) 組織活動費

(イ) 寄附・交付金

(ア) その他の経費

合計

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

(ア) 組織活動費

(イ) 寄附・交付金

(ア) その他の経費

合計

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

(ア) 組織活動費

(イ) 寄附・交付金

(ア) その他の経費

合計

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

(ア) 組織活動費

(イ) 寄附・交付金

(ア) その他の経費

合計

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

(ア) 組織活動費

(イ) 寄附・交付金

(ア) その他の経費

合計

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

(ア) 組織活動費

(イ) 寄附・交付金

(ア) その他の経費

合計

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

(ア) 組織活動費

(イ) 寄附・交付金

(ア) その他の経費

合計

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

(ア) 組織活動費

(イ) 寄附・交付金

(ア) その他の経費

合計

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

(ア) 組織活動費

(イ) 寄附・交付金

(ア) その他の経費

合計

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

(ア) 組織活動費

(イ) 寄附・交付金

(ア) その他の経費

合計

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

(ア) 組織活動費

(イ) 寄附・交付金

(ア) その他の経費

合計

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

(ア) 組織活動費

(イ) 寄附・交付金

(ア) その他の経費

合計

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

(ア) 組織活動費

(イ) 寄附・交付金

(ア) その他の経費

合計

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

(ア) 組織活動費

(イ) 寄附・交付金

(ア) その他の経費

合計

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

(ア) 組織活動費

(イ) 寄附・交付金

(ア) その他の経費

合計

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

(ア) 組織活動費

(イ) 寄附・交付金

(ア) その他の経費

合計

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

(ア) 組織活動費

(イ) 寄附・交付金

(ア) その他の経費

合計

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

(ア) 組織活動費

(イ) 寄附・交付金

(ア) その他の経費

合計

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

(ア) 組織活動費

(イ) 寄附・交付金

(ア) その他の経費

合計

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

(ア) 組織活動費

(イ) 寄附・交付金

(ア) その他の経費

合計

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

(ア) 組織活動費

(イ) 寄附・交付金

(ア) その他の経費

合計

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

(ア) 組織活動費

(イ) 寄附・交付金

(ア) その他の経費

合計

(2) 支出の内訳

ア 政治活動

(印)墨金(日)16年3月1日平成15年1月9日

政治団体の名称 土屋義彦大利根後援会

報告年月日 平成15年12月12日

(平成15年分)

## 1 収入・支出の総額

(1) 収入 総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出 総額

ア 支出額

## 2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア その他の収入

10万円未満の収入

## 合計

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

(ア) 機関紙誌の発行その他の事業費

a その他の事業費

(イ) 寄附・交付金

## 合計

1円

(2) 支出 総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

## 1 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

163,125円

163,125円

7,538円

合計

(2) 支出 総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

## 2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

163,125円

7,538円

合計

(2) 支出 総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

## 1 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

72,979円

4円

合計

(2) 支出 総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

## 2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

72,983円

(2) 支出 総額

ア 政治活動費

(ア) 寄附・交付金

## 1 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

4円

5,600円

合計

(2) 支出 総額

ア 政治活動費

(ア) 寄附・交付金

## 2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

72,979円

4円

合計

(2) 支出 総額

ア 政治活動費

(ア) 寄附・交付金

## 1 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

72,983円

4円

合計

(2) 支出 総額

ア 政治活動費

(ア) 寄附・交付金

## 2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

72,979円

4円

合計

(2) 支出 総額

ア 政治活動費

(ア) 寄附・交付金

## 1 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

72,983円

4円

合計

(2) 支出 総額

ア 政治活動費

(ア) 寄附・交付金

## 2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

72,979円

4円

合計

(2) 支出 総額

ア 政治活動費

(ア) 寄附・交付金

## 1 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

72,983円

4円

合計

(2) 支出 総額

ア 政治活動費

(ア) 寄附・交付金

## 2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

72,979円

4円

合計

(2) 支出 総額

ア 政治活動費

(ア) 寄附・交付金

## 1 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

72,983円

4円

合計

(2) 支出 総額

ア 政治活動費

(ア) 寄附・交付金

## 2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

72,979円

4円

合計

(2) 支出 総額

ア 政治活動費

(ア) 寄附・交付金

## 1 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

72,983円

4円

合計

(2) 支出 総額

ア 政治活動費

(ア) 寄附・交付金

## 2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

72,979円

4円

合計

(2) 支出 総額

ア 政治活動費

(ア) 寄附・交付金

## 1 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

72,983円

4円

合計

(2) 支出 総額

ア 政治活動費

(ア) 寄附・交付金

## 2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

72,979円

4円

合計

(2) 支出 総額

ア 政治活動費

(ア) 寄附・交付金

## 1 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

72,983円

4円

合計

(2) 支出 総額

ア 政治活動費

(ア) 寄附・交付金

## 2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

72,979円

4円

合計

(2) 支出 総額

ア 政治活動費

(ア) 寄附・交付金

## 1 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

72,983円

4円

合計

(2) 支出 総額

ア 政治活動費

(ア) 寄附・交付金

## 2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

72,979円

4円

合計

(2) 支出 総額

ア 政治活動費

(ア) 寄附・交付金

## 1 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

72,983円

4円

合計

(2) 支出 総額

ア 政治活動費

(ア) 寄附・交付金

## 2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

72,979円

4円

合計

(2) 支出 総額

ア 政治活動費

(ア) 寄附・交付金

## 1 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

72,983円

4円

合計

(2) 支出 総額

ア 政治活動費

(ア) 寄附・交付金

## 2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

72,979円

4円

合計

(2) 支出 総額

ア 政治活動費

(ア) 寄附・交付金

## 1 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

72,983円

4円

合計

(2) 支出 総額

ア 政治活動費

(ア) 寄附・交付金

## 2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

72,979円

4円

合計

(2) 支出 総額

ア 政治活動費

(ア) 寄附・交付金

## 1 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

72,983円

4円

合計

(2) 支出 総額

ア 政治活動費

(ア) 寄附・交付金

## 2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

72,979円

4円

合計

(2) 支出 総額

ア 政治活動費

(ア) 寄附・交付金

## 1 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

72,983円

4円

合計

(2) 支出 総額

ア 政治活動費

(ア) 寄附・交付金

## 2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

72,979円

4円

合計

(2) 支出 総額

ア 政治活動費

(ア) 寄附・交付金

## 1 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

72,983円

4円

合計

(2) 支出 総額

ア 政治活動費

(ア) 寄附・交付金

## 2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

72,979円

4円

合計

(2) 支出 総額

ア 政治活動費

(ア) 寄附・交付金

## 1 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

72,983円

4円

合計

(2) 支出 総額

ア 政治活動費

(ア) 寄附・交付金

## 2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

72,979円

4円

|   |   |   |                                                                                             |                                        |                                                          |                                  |
|---|---|---|---------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------|----------------------------------|
|   |   |   | ア 前年繰越額<br>イ 本年収入額<br>(2) 支出総額                                                              | 734,959円<br>41円<br>735,000円            | (1) 支出の内訳<br>ア 政治活動費<br>(ア) 組織活動費                        | 166,263円<br>166,263円             |
| 2 | 5 | 1 | 2 収入・支出の内訳                                                                                  |                                        |                                                          |                                  |
|   |   |   | (1) 収入の内訳<br>ア その他収入<br>10万円未満の収入                                                           |                                        |                                                          |                                  |
|   |   |   | 合計                                                                                          |                                        |                                                          |                                  |
|   |   |   | (2) 支出の内訳<br>ア 政治活動費<br>(ア) 組織活動費<br>(イ) 寄附・交付金                                             |                                        |                                                          |                                  |
|   |   |   | 合計                                                                                          |                                        |                                                          |                                  |
|   |   |   | 政治団体の名称 土屋義彦寄居町後援会                                                                          |                                        |                                                          |                                  |
|   |   |   | 報告年月日 平成15年12月25日                                                                           |                                        |                                                          |                                  |
|   |   |   | (平成15年分)                                                                                    |                                        |                                                          |                                  |
|   |   |   | 1 収入・支出の総額<br>(1) 収入総額<br>ア 前年繰越額<br>イ 本年収入額<br>(2) 支出総額                                    | 22,000円<br>713,000円<br>735,000円        | 1 収入・支出の総額<br>(1) 収入総額<br>ア 前年繰越額<br>イ 本年収入額<br>(2) 支出総額 | 323,114円<br>297,257円<br>323,114円 |
|   |   |   | 2 収入・支出の内訳<br>(1) 収入の内訳<br>ア 寄附<br>イ 個人からの寄附<br>(寄附者の氏名) 福永剛<br>(金額) 297,257円<br>(住所) さいたま市 | 0円<br>0円<br>0円                         | 2 収入・支出の内訳<br>(1) 収入の内訳<br>ア 政治活動費<br>(イ) 寄附・交付金         | 297,257円<br>323,114円             |
|   |   |   | 政治団体の名称 土屋義彦鷺宮町後援会                                                                          |                                        |                                                          |                                  |
|   |   |   | 報告年月日 平成15年12月4日                                                                            |                                        |                                                          |                                  |
|   |   |   | (平成15年分)                                                                                    |                                        |                                                          |                                  |
|   |   |   | 1 収入・支出の総額<br>(1) 収入総額<br>ア 前年繰越額<br>イ 本年収入額<br>(2) 支出総額                                    | 166,263円<br>166,263円<br>0円<br>166,263円 | 1 収入・支出の内訳<br>ア 政治活動費<br>(イ) 寄附・交付金                      | 323,114円<br>323,114円             |
|   |   |   | 2 収入・支出の内訳                                                                                  |                                        |                                                          |                                  |

## 1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

(平成15年分)

## 1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

(平成15年分)

## 2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

(平成15年分)

## 3 政治団体の名称

日本共産党あらい忠雄後援会  
報告年月日 平成15年12月25日  
(平成15年分)

## 1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

(平成15年分)

## 4 政治団体の名称

日本共産党並木仁後援会  
報告年月日 平成15年12月25日  
(平成15年分)

## 1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

(平成15年分)

## 5 政治団体の名称

沼口達男後援会  
報告年月日 平成15年12月25日  
(平成15年分)

| (平成15年分)  |          |          |          |
|-----------|----------|----------|----------|
| 1         | 収入・支出の総額 | 0円       | 0円       |
| (1)       | 収入総額     | 626,550円 | 626,550円 |
| ア         | 前年繰越額    | 470,632円 | 470,632円 |
| イ         | 本年収入額    | 155,918円 | 155,918円 |
| (2)       | 支出総額     | 626,550円 | 626,550円 |
| 2         | 収入・支出の内訳 | 0円       | 0円       |
| (1)       | 収入の内訳    | 0円       | 0円       |
| ア         | 寄附       | 155,918円 | 155,918円 |
| (ア)       | 個人からの寄附  | 155,918円 | 155,918円 |
| 合計        | 合計       | 155,918円 | 155,918円 |
| 〔寄附の内訳〕   |          |          |          |
| ア 個人からの寄附 |          |          |          |
| (寄附者の氏名)  |          |          |          |
| 沼口達男      |          |          |          |
| (2)       | 支出の内訳    | 0円       | 0円       |
| ア         | 経常経費     | 0円       | 0円       |
| (ア)       | 人件費      | 80,000円  | 80,000円  |
| (イ)       | 光熱水費     | 33,000円  | 33,000円  |
| (ウ)       | 備品・消耗品費  | 2,646円   | 2,646円   |
| (エ)       | 事務所費     | 55,000円  | 55,000円  |
| イ         | 政治活動費    | 455,904円 | 455,904円 |
| (ア)       | 組織活動費    | 626,550円 | 626,550円 |
| 合計        | 合計       | 626,550円 | 626,550円 |

## 6 政治団体の名称

林ゆたかと埼玉・三郷をゆたかにする会

資金管理団体の届出をした者の氏名 林裕

資金管理団体の届出に係る公職の種類 埼玉県議会議員

報告年月日 平成15年12月25日  
(平成15年分)

## 7 政治団体の名称

沼口達男後援会

報告年月日 平成15年12月19日  
(平成15年分)

## 8 政治団体の名称

沼口達男後援会  
報告年月日 平成15年12月19日

|                     |              |               |          |
|---------------------|--------------|---------------|----------|
| ア 前年繰越額             | 0円           | ア 前年繰越額       | 267,592円 |
| イ 本年収入額             | 0円           | イ 本年収入額       | 323,114円 |
| (2) 支出総額            | 0円           | (2) 支出総額      | 590,706円 |
| 政治団体の名称             | 日高哲郎後援会      | (ア) 政治団体からの寄附 |          |
| 報告年月日               | 平成15年12月25日  | (1) 収入の内訳     |          |
| (平成15年分)            |              | ア 寄附          |          |
| 1 収入・支出の総額          |              | 合計            |          |
| (1) 収入総額            | 97,650円      | 〔寄附の内訳〕       |          |
| ア 前年繰越額             | 0円           | ア 政治団体からの寄附   |          |
| イ 本年収入額             | 97,650円      | (寄附者の名称)      |          |
| (2) 支出総額            | 97,650円      | 二十一世紀を創る市民の会  | (金額)     |
| 2 収入・支出の内訳          |              | 323,114円      | (住所)     |
| (1) 収入の内訳           |              | さいたま市         | (所在)     |
| ア 寄附                |              |               |          |
| (ア) 個人からの寄附         | 97,650円      |               |          |
| 合計                  | 97,650円      |               |          |
| 〔寄附の内訳〕             |              |               |          |
| ア 個人からの寄附           |              |               |          |
| (寄附者の氏名)            | (金額)         |               |          |
| 日 高 久美子             | 97,650円      |               |          |
| (2) 支出の内訳           |              |               |          |
| ア 政治活動費             |              |               |          |
| (ア) 機関紙誌の発行その他の事業費  |              |               |          |
| a 宣伝事業費             | 97,650円      |               |          |
| 合計                  | 97,650円      |               |          |
| (田嶋金)(日 19年3月16日登記) |              |               |          |
| ア 前年繰越額             | 0円           | ア 前年繰越額       | 267,592円 |
| イ 本年収入額             | 0円           | イ 本年収入額       | 323,114円 |
| (2) 支出総額            | 0円           | (2) 支出総額      | 590,706円 |
| 政治団体の名称             | よしかわ市民ネットワーク | (ア) 政治団体からの寄附 |          |
| 報告年月日               | 平成15年12月26日  | (1) 収入の内訳     |          |
| (平成15年分)            |              | ア 寄附          |          |
| 1 収入・支出の総額          |              | 合計            |          |
| (1) 収入総額            | 97,650円      | 〔寄附の内訳〕       |          |
| ア 前年繰越額             | 0円           | ア 政治団体からの寄附   |          |
| イ 本年収入額             | 97,650円      | (寄附者の名称)      |          |
| (2) 支出総額            | 97,650円      | 二十一世紀を創る市民の会  | (金額)     |
| 2 収入・支出の内訳          |              | 323,114円      | (住所)     |
| (1) 支出の内訳           |              | さいたま市         | (所在)     |
| 政治団体の名称             | 福永剛君を励ます会剛友会 |               |          |
| 報告年月日               | 平成15年12月18日  |               |          |
| (平成15年分)            |              |               |          |
| 1 収入・支出の総額          |              |               |          |
| (1) 収入総額            | 590,706円     |               |          |
| ア 前年繰越額             | 141,712円     |               |          |
| イ 本年収入額             | 141,712円     |               |          |
| (2) 支出総額            | 0円           |               |          |
| 2 収入・支出の内訳          |              |               |          |
| (1) 支出の内訳           |              |               |          |

|                    |                   |               |
|--------------------|-------------------|---------------|
| ア 政治活動費            |                   | 150,121円      |
| (ア) 寄附・交付金         | (2) 支出総額          | 61,105円       |
|                    | (イ) その他の経費        | 3,712円        |
| 合計                 |                   | 141,712円      |
| 政治団体の名称 川島町山口泰明後援会 |                   |               |
| 報告年月日 平成15年12月19日  |                   |               |
| (平成13年分)           |                   |               |
| 1 収入・支出の総額         |                   |               |
| (1) 収入総額           | (ア) 前年繰越額         | 196,377円      |
|                    | (イ) 本年収入額         | 34,377円       |
| (2) 支出総額           | (ア) 支出の内訳         | 162,000円      |
|                    | (イ) 個人の負担する党費又は会費 | 55,000円       |
| 2 収入・支出の内訳         |                   |               |
| (1) 収入の内訳          | (ア) 政治団体からの寄附     | 62,000円       |
|                    | (イ) 政治団体からの寄附     | (62人)         |
| 合計                 |                   | 合計            |
| 〔寄附の内訳〕            |                   | (平成15年分)      |
| ア 政治団体からの寄附        |                   | 1 収入・支出の総額    |
| (寄附者の名称)           | (金額)              | (1) 収入総額      |
| 自由民主党埼玉県第10選挙区支部   | 100,000円          | ア 前年繰越額       |
| (2) 支出の内訳          | (住所)              | イ 本年収入額       |
| ア 政治活動費            | 100,000円          | (2) 支出総額      |
| (ア) 組織活動費          | (市)               | 2 収入・支出の内訳    |
|                    | 55,000円           | (1) 収入の内訳     |
| 合計                 |                   | ア 寄附          |
| (平成14年分)           |                   | (ア) 政治団体からの寄附 |
| 1 収入・支出の総額         | (平成16年1月1日現在)     | イ その他の収入      |
|                    | 291,498円          | 10万円未満の収入     |
| (1) 収入総額           | 合計                | 20円           |
|                    | 141,377円          | ア 政治団体からの寄附   |
| ア 前年繰越額            |                   |               |

| (寄附者の名称)         |          | (金額)        | (住所) | 所) | 報告年月日   |
|------------------|----------|-------------|------|----|---------|
| 自由民主党埼玉県第10選挙区支部 |          | 350,000円    | 坂戸市  |    | (平成9年分) |
| (2)              | 支出の内訳    |             |      |    |         |
| ア                | 経常経費     |             |      |    |         |
| (ア)              | 備品・消耗品費  | 44,282円     |      |    | 0円      |
| (イ)              | 事務所費     | 16,000円     |      |    | 0円      |
| イ                | 政治活動費    |             |      |    |         |
| (ア)              | 組織活動費    |             |      |    |         |
|                  | 合計       | 520,131円    |      |    |         |
|                  |          | 580,413円    |      |    |         |
| 1                | 政治団体の名稱  | 皇貴塾         |      |    |         |
|                  | 報告年月日    | 平成15年12月10日 |      |    |         |
|                  |          | (平成13年分)    |      |    |         |
| 1                | 収入・支出の総額 |             |      |    |         |
| (1)              | 収入総額     |             |      |    |         |
| ア                | 前年繰越額    | 0円          |      |    | 0円      |
| イ                | 本年収入額    | 0円          |      |    | 0円      |
| (2)              | 支出総額     | 0円          |      |    | 0円      |
|                  |          | (平成14年分)    |      |    |         |
| 1                | 収入・支出の総額 |             |      |    |         |
| (1)              | 収入総額     |             |      |    |         |
| ア                | 前年繰越額    | 0円          |      |    | 0円      |
| イ                | 本年収入額    | 0円          |      |    | 0円      |
| (2)              | 支出総額     | 0円          |      |    | 0円      |
|                  |          | (平成11年分)    |      |    |         |
| 1                | 収入・支出の総額 |             |      |    |         |
| (1)              | 収入総額     |             |      |    |         |
| ア                | 前年繰越額    | 0円          |      |    | 0円      |
| イ                | 本年収入額    | 0円          |      |    | 0円      |
| (2)              | 支出総額     | 0円          |      |    | 0円      |
|                  |          | (平成12年分)    |      |    |         |
| 1                | 収入・支出の総額 |             |      |    |         |
| (1)              | 収入総額     |             |      |    |         |
| ア                | 前年繰越額    | 0円          |      |    | 0円      |
| イ                | 本年収入額    | 0円          |      |    | 0円      |
| (2)              | 支出総額     | 0円          |      |    | 0円      |
|                  |          | (平成13年分)    |      |    |         |
| 1                | 収入・支出の総額 |             |      |    |         |
| (1)              | 収入総額     |             |      |    |         |
| ア                | 前年繰越額    | 0円          |      |    | 0円      |
| イ                | 本年収入額    | 0円          |      |    | 0円      |
| (2)              | 支出総額     | 0円          |      |    | 0円      |
|                  |          | (平成14年分)    |      |    |         |
| 1                | 収入・支出の総額 |             |      |    |         |
| (1)              | 収入総額     |             |      |    |         |
| ア                | 前年繰越額    | 0円          |      |    | 0円      |
| イ                | 本年収入額    | 0円          |      |    | 0円      |
| (2)              | 支出総額     | 0円          |      |    | 0円      |

# 埼玉県報

|                |         |
|----------------|---------|
| 届出者の氏名(代表者の氏名) | 公職の種類   |
| 上平眞郷           | 嵐山町議会議員 |
| 林 裕            | 埼玉県議会議員 |
| 坂東眞理子          | 埼玉県知事   |
| 福永剛            | 埼玉県議会議員 |

政治資金規正法（昭和二十二年法律第二百九十四号）第十九条第三項の規定による公職の候補者から資金管理団体の指定の取消しの届出があった。（平成15年12月1日～12月31日受理分。記載順序は五十音順）

届出者の氏名(代表者の氏名) 公職の種類  
坂 東 真理子 埼玉県知事  
資金管理団体の名称  
チエンジ埼玉県民の会  
埼玉県議会議員 埼玉西部政経研究会  
丸 木 清 浩 埼玉県選管告示第四十九号

埼玉県選管告示第四十八号  
政治資金規正法（昭和二十二年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定により  
次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があつた。  
(平成15年12月1日～12月31日受理分。記載順序は五十音順)  
その他の政治団体

1 収入・支出の総額  
(1) 収入総額  
ア 前年繰越額  
イ 本年収入額  
(2) 支出総額  
(平成15年分)

|     |          |
|-----|----------|
| 1   | 収入・支出の総額 |
| (1) | 収入総額     |
| ア   | 前年繰越額    |
| イ   | 本年収入額    |
| (2) | 支出総額     |

第三項の規定により、  
た。  
資金管理団体  
上平まさと後援会  
林ゆたかと埼玉・  
チエンジ埼玉県民  
二十一世紀を創る

平成十六年三月十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長  
高 篠 包

平成十五年度第一回埼玉県職業能力開発審議会の会議を次のとおり開催する。  
なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続きに従つて傍聴する。

平成十六年三月十九日

埼玉県職業能力開発審議会長 橋本久義

- 一 開催日時  
平成十六年三月一十九日(月)  
午後一時半から三時半まで
- 二 開催場所  
さいたま市浦和区岸町七五十四  
さいたま共済会館四階 四〇一会議室
- 三 会議の議題  
審議事項・平成十七年度高等技術専門校訓練科目について
- 四 傍聴者の定員  
十人
- 五 傍聴手続き
  - (一) 先着順に傍聴券を交付する。傍聴を希望する者は、県職業能力開発課に備え付けの「傍聴申込書」に記入の上、同課に提出のこと。
  - (二) なお、定員に余裕のある場合は、当回事場でも傍聴券を交付する。  
傍聴希望者は、会議開催予定時刻までに、当該会議の会場において、埼玉県職業能力開発審議会長の許可を受けた上で、会場に入ることができる。
- 六 問い合わせ先  
さいたま市浦和区高砂三十五一  
埼玉県職業能力開発審議会事務局  
(労働工部職業能力開発課)
- 電話 ○四八八三〇四五九八

|                         |                                                                         |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 発行日                     | 毎週                                                                      |
| 火曜日・金曜日                 |                                                                         |
| 購読料金                    |                                                                         |
| 一年四万三千四百円<br>(郵便料金を含む。) | 者                                                                       |
| ○四八八二四一一一(代表)           | 埼玉県報ホームページアドレス<br>さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一號<br>http://www.pref.saitama.jp/A01/ |
| 印 刷 所                   | 関東図書株式会社<br>さいたま市南区別所三一〇<br>○四八八六一一九〇一(代表)                              |

埼玉県報